

平成30年 3 月 16 日（金曜日）

第 3 号

平成30年第1回  
北海道議会定例会 予算特別委員会会議録

第3号

平成30年3月16日（金曜日）

出席委員

委員長

富原 亮 君

副委員長

橋本 豊行 君

浅野 貴博 君

安住 太伸 君

川澄 宗之介 君

小岩 均 君

内田 尊之 君

太田 憲之 君

久保秋 雄太 君

清水 拓也 君

千葉 英也 君

塚本 敏一 君

丸岩 浩二 君

畠山 みのり 君

藤川 雅司 君

中野渡 志穂 君

佐野 弘美 君

荒当 聖吾 君

安藤 邦夫 君

佐藤 伸弥 君

沖田 清志 君

笹田 浩 君

稲村 久男 君

梶谷 大志 君

笠井 龍司 君

野原 薫 君

三好 雅 君

村木 中 君

吉川 隆雅 君

佐々木 俊雄 君

田中 芳憲 君

千葉 英守 君

中司 哲雄 君

藤沢 澄雄 君

村田 憲俊 君

中山 智康 君

志賀谷 隆 君

真下 紀子 君

滝口 信喜 君

三井 あき子 君

三津 丈夫 君

平出 陽子 君

吉田 正人 君

遠藤 連 君

本間 勲 君

伊藤 条一 君

出席説明員

知 事 高橋 はるみ 君

副 知 事 山谷 吉宏 君

同 辻 泰弘 君

同 窪田 毅 君

【予算特別委員会 3月16日 第3号】

総務部長  
 兼北方領土対策  
 本部長 中野祐介君  
 総務部職員監 梅田禎氏君  
 総務部危機管理監 橋本彰人君  
 総務部次長  
 兼行政改革局長 古屋義則君  
 人事局長 松浦英則君  
 財政課長 猪鼻信雄君  


---

 総合政策部長 佐藤嘉大君  
 総合政策部  
 交通企画監 黒田敏之君  
 総合政策部  
 空港戦略推進監 藪紀洋君  
 政策局長 長橋聡君  
 交通政策局長  
 兼交通企画課長 大内隆寛君  
 計画推進担当局長 山本文彦君  
 新幹線推進室長 高橋利明君  
 物流港湾室長 柏木文彦君  


---

 環境生活部長 小玉俊宏君  


---

 保健福祉部長 佐藤敏君  
 保健福祉部  
 少子高齢化対策監 佐藤和彦君  
 福祉局長 京谷栄一君  
 子ども未来推進局長 花岡祐志君  


---

 経済部長 阿部啓二君  
 経済部観光振興監 木本晃君  
 経済部食産業振興監 田辺利信君  
 食関連産業室長 三井真君  
 観光局長 多田聡史君  
 労働政策局長 堀泰雄君  
 環境・エネルギー  
 室長 中島俊明君

農政部長 小野塚修一君  
 農政部  
 食の安全推進監 森田良二君  


---

 水産林務部長 幡宮輝雄君  


---

 建設部長 渡邊直樹君  
 建設部建築企画監 須田敏則君  
 建設業担当局長 板谷悟君  
 建設管理課長 勝谷裕君  


---

 会計管理者  
 兼出納局長 辺見広幸君  


---

 企業局長 山岡庸邦君  


---

 道立病院部長 田中宏之君  


---

 教育庁監  
 学校教育 村上明寛君  


---

 選挙管理委員会  
 事務局局長 清水敬二君  


---

 人事委員会  
 事務局局長 岡田恭一君  


---

 警察本部  
 総務部長 池田康則君  


---

 労働委員会  
 事務局局長 中川淳二君  


---

 監査委員事務局  
 局長 河治勝彦君  


---

 収用委員会  
 事務局局長 鳴海正一君

議会議務局職員出席者	同	田中要君
議事課参事 木村敏康君	同	阿部厚次君
議事課主幹 水島敦君	同	井溪雅晴君
同 西本司君	同	浅水舞君
議事課主査 加藤隆行君	同	寅尾昌史君
同 伊勢村亮君	同	田中啓之君
同 伊東大祐君	同	有馬一幸君
同 羽生孝之君	同	渋谷崇君
		神澤信宏君

午前 10 時 開議

○富原亮委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

〔加藤主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

川澄宗之介 委員

村木中 委員

であります。

○富原亮委員長 それでは、議案第1号ないし第18号、第28号、第29号、第31号、第53号及び第55号を一括議題といたします。

#### 1. 各分科委員長の報告

○富原亮委員長 この際、各分科委員長から、分科会における審査経過の報告を求めます。  
第1分科委員長三好雅君。

○三好雅第1分科委員長 私は、第1分科会に付託されました議案審査の経過について御報告を申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は3月8日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、3月13日から、第1分科会各部所管にかかわる平成30年度北海道一般会計予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質議が行われ、3月15日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管にかかわる質疑並びに質問の概要につきましては、お手元に配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、

1. 旧優生保護法について

【予算特別委員会 3月16日 第3号】

1. 旧優生保護法について
1. 医療・福祉人材の確保について
1. 意思疎通支援について
1. 地域医療について
1. 交通政策総合指針について
1. 日本ハムファイターズのボールパーク構想について
1. 北海道新幹線について
1. 北海道の交通ネットワークについて
1. 重点政策について
1. 人口減少対策について
1. ボールパーク構想への対応について
1. 全国知事会について
1. 道内の路線バスの現状と今後の活性化策について
1. 物流分野の諸課題について
1. エビデンスに基づく政策展開について
1. 包括連携協定について
1. SDG s の推進について
1. J R 北海道の事業範囲の見直しについて
1. 空港の活性化について
1. 交通政策について
1. 行政改革について
1. 人事行政等について
1. 災害対応について

に関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

---

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

---

○富原亮委員長 御苦労さまでした。

第2分科委員長笹田浩君。

○笹田浩第2分科委員長 私は、第2分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は3月8日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、3月13日から、第2分科会各部所管にか

かわる平成30年度北海道一般会計予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行われ、3月15日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管にかかわる質疑並びに質問の概要につきましては、お手元に配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、

1. 暴風雪等への対応について
1. 談合問題等について
1. アイヌ政策について

に関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

---

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

---

○富原亮委員長 御苦労さまでした。

第3分科委員長村木中君。

○村木中第3分科委員長 私は、第3分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は3月8日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、3月13日から、第3分科会各部所管にかかわる平成30年度北海道一般会計予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行われ、3月15日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管にかかわる質疑並びに質問の概要につきましては、お手元に配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、

1. 国際農業交渉について
1. 人手不足対策について
1. IRについて
1. 法定外目的税について
1. 道産食品輸出について
1. 働き方改革について
1. 人材確保について
1. 新エネルギーの普及拡大について
1. 道産食品の輸出拡大について
1. 観光振興について

1. 働き方改革について

1. カジノ誘致の対応等について

に関しましては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

---

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

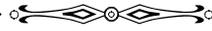
---

○富原亮委員長 御苦労さまでした。

以上をもちまして各分科委員長の報告は終わりました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩



午後1時39分開議

○富原亮委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

理事会において、吉川委員のエビデンスに基づく政策展開については、同委員の行政改革についてに組み入れること、丸岩委員、佐々木(俊)委員、藤沢委員、吉川委員、久保秋委員、田中(芳)委員の総括質疑保留事項は、佐々木(俊)委員が一括して質疑を行うこと、沖田委員の人材確保については、梶谷委員の医療・福祉人材の確保についてに組み入れ、人材確保についてとして質疑を行うこと、梶谷委員の質疑のうち、全国知事会について、川澄委員の質疑のうち、IRについては取り下げること、畠山委員、梶谷委員の総括質疑保留事項は、梶谷委員が一括して質疑を行うこと、沖田委員、川澄委員の総括質疑保留事項は、沖田委員が一括して質疑を行うこと、滝口委員の人事行政等について、佐藤委員の道内の路線バスの現状と今後の活性化策について、物流分野の諸課題については、安住委員の働き方改革についてに組み入れること、滝口委員、赤根委員、安住委員の総括質疑保留事項は、滝口委員が一括して質疑を行うこと、中野渡委員、志賀谷委員の総括質疑保留事項は、志賀谷委員が一括して質疑を行うこと、真下委員、佐野委員の総括質疑保留事項は、真下委員が一括して質疑を行うこととする旨、それぞれ申し出がありましたので、御了承願います。

1. 総括質疑

○富原亮委員長 これより、分科会において質疑を保留された事項について総括質疑を行います。

順次、発言を許します。

佐々木俊雄君。

○佐々木俊雄委員 それでは、通告に従い、藤沢委員、田中(芳)委員、吉川委員、丸岩委員、久

保秋委員の総括質疑保留事項をあわせ、順次伺ってまいります。

初めに、暴風雪等への対応についてであります。

各部審査では、この冬の暴風雪等への対策を通じ、平成28年度の台風災害の際の不調・不落問題などを取り上げ、建設業界が抱える、作業員不足、建設機械不足といった課題への対応について質問しました。

地域の安全、安心を担う建設業が、資機材の確保など設備投資を積極的に進め、持続的な経営を確保するためには、やはり公共事業予算の確保が不可欠であり、それが、道内産業の活性化、地域雇用の確保など、幅広く道内に好影響を及ぼすと見込まれます。

一方で、国の公共事業予算は、ここ数年、下げどまっているものの、大きく伸びてはいない状況であり、今述べた暴風雪に対応するための除雪などの維持管理、そして、先週の3月9日には融雪時の大雨による被害があったばかりですが、こうした近年頻発する自然災害に対する防災対策、あるいは、今後、急速な老朽化が見込まれている公共施設の長寿命化への対応など、新たな課題に対応するための予算の確保が急務と考えます。

こうした公共事業予算が安定的に確保されることが、地域の安全、安心を担う建設業の経営の安定化にもつながると考えます。

道は、こうした防災対策などの新たな課題に対応するための公共事業予算の確保について、今後、どのように取り組む考えなのか、知事の見解をお伺いいたします。

**○富原亮委員長** 知事高橋はるみ君。

**○高橋知事** 公共事業予算の確保についてであります。道路や河川などの公共土木施設は、道民の皆様方の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤であり、道といたしましては、施設の整備や適切な維持管理はもとより、このたびの暴風雪など、近年激甚化する自然災害、施設の老朽化といった課題にも柔軟に対応するため、防災・減災対策や施設の長寿命化に向けた取り組みを迅速かつ計画的に進めることが重要と認識するものであります。

また、こうした取り組みに必要な公共事業予算の確保は、その担い手である本道の建設業の持続的発展にもつながりますことから、道では、社会資本整備や維持管理に必要な予算はもとより、施設の点検、補修等にも活用可能な交付金制度の拡充などについて、あらゆる機会を通じ、国に強く求めるとともに、道といたしましても、道単独費を含め、安定的な公共事業予算の確保に向け、引き続き積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

**○佐々木俊雄委員** 次に、人手不足対策についてであります。

各部審査では、道内企業の経営者の皆さんにとって喫緊の課題となっている人手不足対策について伺ったのに対し、道からは、各部局の取り組みを効果的に推進するため、庁内連携体制を新たに整備し、取り組みを進めるとの答弁がありましたが、産業分野ごとに異なる課題を抱えていることから、組織の壁を超えて対策を効果的に展開するためには、知事の強いリーダーシップのもとで、しっかりと取り組む必要があると考えます。

知事は、新たに設けられる連携体制のもとで進めようとしている人手不足対策にどのように取り組み、実効性のあるものとしていく考えなのか、お伺いいたします。

○高橋知事 人材確保に向けた取り組みについてであります。本道においては、将来にわたり人口減少が見込まれ、人手不足の一層の深刻化による地域産業の停滞が懸念される中、力強い本道経済の構築に向けて、経済活動を支える人材の確保が重要な課題と認識するものであります。

このため、私をトップとして、本庁各部、振興局、東京事務所、教育庁から成る庁内連携体制として、人材確保対策推進本部を立ち上げまして、若者に地域の仕事や企業を知ってもらう「じもと×しごと発見フェア」を行いますほか、移住施策とU・Iターンの取り組みの連携による人材の誘致、定着、また、各分野ごとの優良事例の普及による働き方改革の推進、さらには、産業支援機関等との連携による生産性の向上や人材育成など、人材確保に向けた施策の連携を強化し、全庁が一体となって総合的に展開をしております。

以上であります。

○佐々木俊雄委員 次に、道産食品の輸出拡大についてであります。

このことに関する我が会派の代表質問において、知事から、新たな輸出目標を設定するとともに、戦略を策定し、さらなる輸出拡大に取り組む旨の答弁があったことを踏まえ、各部審査では、具体的な目標をできる限り早期に示して、さまざまな地域や幅広い業種の方々の挑戦意欲に弾みをつけていくことの重要性を指摘し、どう取り組むのか、見解をただしたのに対し、道外港も含めた新たな輸出目標を策定するとするものの、具体性を欠く答弁でした。

御承知のとおり、今年9日には、TPP11の署名式がチリの首都・サンティアゴで行われ、日EU間のEPAについても、この夏の首脳による署名に向け、調整が進められているなど、国際的な経済環境は大きく変わろうとしております。

こうした中で、海外の成長力を取り込み、本道の発展に結びつけていくためには、品質のよさが高く評価されている道産食品を海外に売り込んでいく攻めの成長戦略を速やかに展開していくことが必要です。

戦略策定と輸出目標の設定を一体のものとして検討していくことは理解しますが、輸出に挑む事業者の方々の裾野を広げるとともに、輸出品目の拡大を実現するためには、具体的な目標をできる限り早期に示し、多くの地域や幅広い業種の方々の挑戦意欲に弾みをつけることが重要です。

各部審査では明確な答弁がありませんでしたが、知事は、目安となる目標水準を明確に示す考えがないか、見解をお伺いいたします。

○高橋知事 道産食品の輸出拡大についてであります。旺盛な海外需要を獲得し、力強い本道経済を構築していくためには、海外で評価が高まる北海道ブランドを活用しながら、地域の強みである食の魅力を生かして、道産食品の輸出をさらに拡大していくことが重要と認識いたします。

このため、道では、道産食品輸出1000億円プロジェクトの推進に向け、各般の施策を積極的に

展開しているところであり、さらなる輸出拡大に向けた新たな目標と戦略を検討いたしているところでもあります。

私といたしましては、道内の事業者の挑戦意欲に弾みをつけ、これまでの取り組みの勢いを切れ目なく続けていくため、その目標水準として、5年後の2023年までに、道内港に道外港を加えた食品輸出1500億円を目指し、新年度内をめどに、品目別の内訳など、目標の詳細や、さまざまな可能性を発揮して目標を達成するための具体的な戦略の内容を検討してまいる考えであります。

以上であります。

**○佐々木俊雄委員** 次に、日本ハムファイターズのボールパーク構想についてであります。

今定例会の開会中に、構想の候補地となっている北広島市と札幌市、そして球団から、それぞれ道に対して協力要請があったことを踏まえ、各部審査において、道の考え方や支援の方向性について伺いましたが、十分な答弁は得られませんでした。

そこで、ファイターズが進めるボールパーク構想に対する認識や今後の対応について、改めて知事に伺ってまいります。

一昨年末から本格的な検討が始まったファイターズのボールパーク構想に関し、これまで、知事は、球団の本道への貢献を高く評価し、一貫して、今後も北海道を拠点に活躍していただくことを強く願っているとの考え方を示してこられました。

我が会派としても、知事の考えと同様、ファイターズが今後も道民の球団として本道の発展に力を添えていただくことを期待しており、構想の進展には強い関心を持っております。

球団は、今月末にも候補地を一本化することとしており、今後、構想は新たな局面を迎えることとなりますが、ファイターズが北海道の球団であることの意義、そして、今回のボールパーク構想に対する知事の認識について、改めてお伺いいたします。

**○高橋知事** ボールパーク構想に対する認識についてであります。2004年に本拠地を本道に移してから、日本ハムファイターズは、15年間で、2度の日本一、5度のリーグ優勝をなし遂げるなど、その活躍を通して、私たち道民に夢と希望を与え続けていただいている、このように認識をいたします。

また、消費の喚起や需要の創出などによる経済的な効果に加え、179市町村の応援大使による地域づくりへの支援など、本道の活性化に多大な貢献をしていただいていると考えるものであります。

ファイターズが掲げるボールパーク構想は、道民の皆様にとって愛着と誇りが持てるような新球場を建設し、スポーツ振興に加え、食や観光など、本道経済や地域の活力を高める取り組みを目指すものと伺っているところであり、私といたしましても、この構想が、未来への新たな価値を生み出し、本道のさらなる発展につながることに大きな期待を寄せているものであります。

以上であります。

**○佐々木俊雄委員** 各部審査において、北広島市、札幌市、球団からの協力要請を受けた道の支

援策等について伺いましたが、要請内容に対する基本的な考え方は示されたものの、明確な答弁は得られませんでした。

ところが、昨晚からけさまでの報道では、それぞれの自治体の要請に対応した詳細な支援内容が報じられておりますが、この報道された内容の真偽についてお伺いいたします。

**○高橋知事** ボールパーク構想への支援についてであります。先般、誘致を進めておられる北広島市、そして札幌市並びにファイターズから、構想の推進に向けた協力要請をいただいたところでもあります。

北広島市が提案するきたひろしま総合運動公園の場合には、交通アクセスの向上に資する道路整備について、国や市とも協議しながら、道としての支援を検討するとともに、鉄道輸送力の強化に向け、国やJR北海道に対し、効果的な手法の検討を働きかけるなど、球団や市と連携し、取り組んでいくことが必要と考えるところであります。

また、札幌市が提案する道立真駒内公園の場合には、球場関連施設の公益性などを考慮し、公園使用料の減免について検討するほか、札幌市や球団との間で、既存施設の撤去費用の分担について協議を行う必要があると考えているところであり、私といたしましては、こうした方向性を近く球団にお示しし、候補地選定の判断に役立てていただきたいと考えているところであります。

報道等では、道として支援策を固めたといったものもありますが、道といたしましては、ただいまお示した方向性を出発点とし、今後、道議会での御議論をしっかりと踏まえながら、支援策を構築してまいる考えであります。

以上であります。

**○佐々木俊雄委員** 今回報道があった内容以外に、道が予定している支援策はあるのでしょうか。

**○高橋知事** 今後の道の支援についてでございますが、今月いっぱいをめどに、ファイターズとして候補地を決定されるというふうにお伺いしているところございまして、候補地が決定し、球団の構想が進展をしていく中で、ファイターズやその地元市との調整などを踏まえ、道といたしましても、道議会での御議論をしっかりと踏まえながら、支援策の具体化などに取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

**○佐々木俊雄委員** 報道以上の支援策がないのであれば、あえて議会で私たち議員が質問をする意味はないと考えます。

道には、毎日のように、報道機関からの多くの問い合わせや取材申し込みがあると思いますが、議会議論との関係で、知事は、日ごろから、報道機関の取材にどう対応するように指示しているのか、伺うとともに、このたびの報道に接し、知事はどのように思われたのか、お伺いいたします。

**○高橋知事** 道議会との関係についての御質問でございますが、このたび、道議会における議論

を進める前に、こうした報道があったことについては、まことに申しわけなく、おわびを申し上げる次第であります。

私は、さまざまな政策を検討し、構築していく上で、道議会の皆様方との丁寧な議論は不可欠であると考えているところであり、今後、政策形成過程における情報管理をこれまで以上に徹底し、よりよい議会議論がなされるよう、気を引き締めて取り組んでまいりたいと考えているところがあります。

以上であります。

**○佐々木俊雄委員** 誤解していただきたくないのですが、我が会派としても、北海道日本ハムファイターズに北海道で引き続き活躍していただくことを強く望んでおり、その点は知事と全く同じ気持ちです。そのための支援策についても、しっかりと議会の場で議論しようと考えておりましたが、今回のような形で報道が先行すると、議論の必要がなくなる、つまり議論の場が奪われるようなもので、誰にとってもよい結果とならないことですので、その点は、職員の皆様にもよく理解していただけるよう、しっかりと御指導していただきたいと思っております。

次に、包括連携協定についてであります。

民間企業等と道が協働し、地域や経済の活性化、公共サービスの充実などに取り組む包括連携協定制度は、多様化する道民ニーズに対応するため、政策展開の手法として導入された、大変意義のある制度です。

各部審査では、この制度がスタートしてからの社会経済情勢の変化を踏まえ、制度のさらなる活用のため、新年度に向け、要領等の見直しを行う旨、答弁をいただきました。

この中で、環境配慮型経営を行う企業への投資を呼び込めるといった、企業側にもメリットが期待されるSDGsの取り組みについて触れていますが、今後、包括連携協定を締結している企業との協働をより効果的に展開していくためにも、SDGsの取り組みが重要と考えますので、以下、SDGsについて伺ってまいります。

SDGsは、成長と雇用、クリーンエネルギー、女性の活躍といった多くの目標について、持続可能な形で、国際社会全体で取り組もうとするものであり、最近では、公共部門はもとより、国際的に活動する企業の間でも関心が高まっております。

道が包括連携協定を結んでいる企業の中には、既にSDGsに取り組んでいる企業もあることから、こうした企業と連携し、市町村を初め、NPOなど、道内のさまざまな主体にこうした考え方を広げていく必要があります。

道は、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

**○高橋知事** 企業等との連携によるSDGsの普及についてであります。SDGsの達成に向けては、その理念や意義について道民の皆様にご理解をいただき、多様な主体による幅広い分野の取り組みが総合的に展開されることが重要と考えているところがあります。

このため、市町村や民間団体、NPOといった多様な主体の理解と参画が広がるよう、道と包括連携協定を結んでいる企業など、既にSDGsに取り組んでいる企業等と連携を図りながら、

廃棄物の発生抑制や再利用、多様な人材の育成、登用といった先行事例について紹介をするなど、各種会議の場など、あらゆる機会を活用して、SDGsの普及に積極的に取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

**○佐々木俊雄委員** 知事は、道政執行方針の中でSDGsに触れ、さらに、我が会派の代表質問において、SDGsの実施に向け、どのように取り組むのか、伺ったところ、体制の整備や新たなビジョンの策定を目指すといった答弁をいただきました。

SDGsは、道庁はもとより、道内の市町村や民間団体、企業など、多様な主体による幅広い分野の活動や取り組みに深くかかわる課題です。

知事みずからがリーダーシップを発揮し、速やかに取り組むべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

**○高橋知事** 今後のSDGsの推進についてであります。SDGsは、国連で採択された、国際社会全体の持続可能な開発目標であり、私といたしましては、恵まれた自然環境や多様な地域資源などの価値をさらに磨き上げ、世界の中で北海道の存在感を高めていくためにも、その実現に向けた幅広い取り組みを展開していく必要があると考えるものであります。

このため、官民が一体となったSDGsの取り組みが幅広く展開されるよう、まずは、早期に、私をトップとする全庁横断的な体制を整備するとともに、年内をめどに、北海道らしい新たなビジョンを策定し、本道の実情に即した目指す姿やゴールなどについて、道内の多様な主体の方々と共有を図りながら、持続可能な地域社会の形成に向けて、一層の取り組みを進めてまいります。

以上であります。

**○佐々木俊雄委員** 次に、行政改革についてであります。

道では、長年の財政健全化に向けた独自の取り組みなどの結果、危機的な財政状況から脱しつつあり、経済状況についても、政府による一連の経済・金融政策によって、雇用情勢や企業倒産の状況などを見ても改善傾向にあることが明らかとなっております。

このような時期にこそ、道の行政改革を着実に進め、今後予想される人口減少や高齢化、急速に進むグローバル化、ICTを初めとする技術革新等による社会経済情勢の変化に柔軟かつ機敏に対応できる強靱な組織運営体制や、効率的な行政運営方法を確立していくことが求められます。

各部審査では、エビデンスに基づく政策展開や行政情報の電子化、ICTの利活用推進など、道がさきに明らかにした、行財政運営方針の後半期の取り組み案に盛り込まれた新たな推進事項などについて伺ってまいりましたが、道庁は、他の都府県と異なり、北海道という独立した島の中にある最大の広域自治体であるため、日常的にライバルを意識することが少なく、切磋琢磨しながら行政改革を競うといった競争原理が働きにくい面があります。

行政改革に関し、このような環境にある道庁が着実に進めるために、組織のトップである知事

が先頭に立って改革の旗を掲げ、率先してみずから行動することが特に重要となります。

知事は、行財政運営方針の後半期の取り組み案に盛り込まれた行政改革の推進にどのように取り組むのか、お伺いいたします。

**○高橋知事** 行政改革の取り組みについてであります。人口減少問題やグローバル化などの道政上の諸課題に的確に対応していくためには、従来の発想にとらわれることなく、我が国の地方行政改革の先頭に立つ気概を持って、積極的に取り組んでいくことが必要と考えるところであります。

新年度から、道では、新たな行財政運営方針を踏まえ、エビデンスに基づく政策展開や行政情報の電子化、ICT利活用の一層の推進に取り組むとともに、内部業務の減量化により、道民サービスの充実を図ることとしているところであり、こうした取り組みを確かなものとするため、まずは、新年度に入って早々に、私自身が参加をする会議の場において、全職員に対し、私自身の思いを伝えてまいりたいと考えております。

以上であります。

**○佐々木俊雄委員** 次に、旧優生保護法についてであります。

知事は、我が会派の代表質問に対し、保存されていた資料は、当時のことを記録した重要なものであり、道として、将来にわたって保存し、現存する記録が速やかに確認できるよう、情報を一元的に管理するとともに、心情に十分配慮した相談対応を検討する旨、答弁され、3月12日には相談センターを設置し、当事者等からの相談や問い合わせなどに対応する一方、道内の保健所に残る資料の調査を進めているところです。

各部審査では、今後の道の対応について伺ったところ、引き続き、プライバシーや心情に十分配慮して、丁寧に対応するとともに、旧優生保護法のもとで行われた審査、手術に関する国を挙げた実態把握や必要な対策の検討が早期に行われるよう、国の動きを注視しながら、必要な要請を行っていくとのことでしたが、今、道に最も求められるのは、当事者への真摯な対応はもとより、関係資料の早急な把握と、その体系的な整備を進め、プライバシーに細心の注意を払いつつ、適時適切に情報提供ができる万全の体制を整えることとあります。

道は、今後、どのように取り組んでいくのか、知事の見解をお伺いいたします。

**○高橋知事** 旧優生保護法に関する今後の道の取り組みについてであります。道では、当事者の方々などからの個人情報に関する照会に迅速に対応できるよう、道が保存しておりました関係資料をもとに、氏名や生年月日などの情報をデータベース化し、一元的に管理する体制を整えるとともに、3月12日には、保健師など専任の職員を配置した相談センターを開設し、道立保健所とも連携しながら、相談をお受けしているところでございます。

今後は、現在行っております関係資料の調査を速やかに終え、保存状況等を取りまとめて公表するとともに、相談される方々のプライバシーや心情に十分に配慮し、市町村、医療機関などとも連携をしながら、相談者の心に寄り添った取り組みを進めてまいります。

以上であります。

○佐々木俊雄委員 現在は、障がいのある方にも等しく子どもを産む権利が保障されておりますが、子どもが欲しくても、その選択ができない現実の壁があります。

北海道総合計画には、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進が掲げられており、そこでは、障がいのある方も支える側として参加することや、支えられる立場として、より充実した支援のもとで、子どもを産み育てることができる真の共生社会の実現を目指していくことが求められます。障がいのある方が子どもを産むことを選択できる環境づくりこそ重要と考えます。

道は、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○高橋知事 共生社会の実現に向けた取り組みについてであります。道では、障がいのある方々が安心して地域で暮らすことができる社会の実現を目指し、権利擁護の推進や暮らしづらさの解消を初め、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援など、各般の施策に取り組んできているところであります。

道といたしましては、障がいのある方々を初め、高齢者や子どもなど、全ての人々がお互いに支え合いながら、一人一人が役割を持ち、尊重される社会を実現することが大変重要と考えるものであります。

今般、新たに策定をいたします地域福祉支援計画などにより、障がいのある方の意思決定への支援を初め、子育て支援の充実や経済的負担の軽減、住民による支え合いの取り組みを推進するための人づくりや拠点づくりなど、地域共生社会の実現に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○佐々木俊雄委員 次に、北海道新幹線についてであります。

各部審査では、3月12日に開催されました関係5者による会議で、新たに0番線を設け、現駅の東側に新幹線の0番線、1番線のホームを設ける東案その2についても実現可能であることが確認され、今後、現在の在来線の1番線、2番線に乗り入れる認可見直し案と東案その2の2案について、経済界の意向を伺いながら、今月末までに決定することになった旨の答弁がありました。

また、東案その2では、認可見直し案よりも約75億円の追加的な経費が発生するものの、その追加経費をJR北海道が負担する意向を示したとのことでした。

現在、JR北海道は、輸送密度の低い路線の見直しを行わなければ、近い将来、運転資金面で非常に苦しい状況になるとして、沿線自治体との協議などを進めているところですが、JR北海道の経営見通しが明らかにされていない中で、約75億円の追加負担を引き受けるJR北海道の経営判断に疑問を抱く道民も少なくないと考えます。

各部審査では、経営の多角化を図ることは、JR北海道の持続的な経営構造の確立に向け、欠かすことのできない取り組みと考えていることや、このたびの東案その2については、収益確保によって経営への影響は最小限にとどまるとの考えが示されました。

知事自身は、このたびのJ R北海道の判断をどのように受けとめ、今後、地域に対してJ R北海道がどのように説明していく必要があると考えているのか、見解をお伺いいたします。

○高橋知事 北海道新幹線に関し、J R北海道の経営への影響についてであります。J R北海道は、去る3月12日に開催された、国交省や鉄道・運輸機構、J R北海道、札幌市が参加する5者協議において、認可見直し案では、工事实施により、札幌駅構内における多くの店舗が閉店を余儀なくされ、営業収益が減少することから、その影響が少なく、快速エアポートのさらなる増発など、今後の収益も見込める東案その2が、経営上の観点から合理的であるとの説明がなされたところであります。

私といたしましては、厳しい経営状況にあるJ R北海道において、経営の多角化を推進することは、持続的な経営構造の確立に向け、欠かすことのできない取り組みとして理解をいたしたところであり、J R北海道においては、今後、路線の見直しの議論の中で、こうした考え方について、経営再生に向けた考え方などとあわせて、地域における検討協議の場などで丁寧に説明を行っていく必要があるものと考えているところであります。

以上であります。

○佐々木俊雄委員 J R北海道は、以前、追加経費は約55億円と言っていましたが、いとも簡単に20億円もさらに追加で充てるとのことです。持続的な経営構造の確立に向け、欠かせない取り組みと理解を示されましたが、J R北海道は一体幾らまでなら出せると言っているのですか。確認しているのですか。要するに、J R北海道の経営判断一つで幾らでも資金繰りがつくと、みずから告白しているようなものではないのですか。75億円という、一般の道民にとっては見たこともないような大きなお金を、二つ返事で出せる会社だということですか。

この点について、知事は、見直し対象路線の沿線自治体の方々に本当に理解してもらえると考えているのですか、見解をお伺いいたします。

○高橋知事 北海道新幹線に係る追加的な負担についての重ねての御質問でございますが、私どもがJ R北海道に確認しているところによれば、今回の75億円という金額につきましては、さまざまな収入の確保等により、何とか対応することができるという判断だということでございます。

いずれにいたしましても、こういったJ R北海道の考え方については、今まさに路線の見直しの議論が行われているわけでありますので、経営再生に向けての考え方などとあわせて、地域における検討協議の場において、丁寧に説明を行っていく必要がある、このように考えるところであります。

以上であります。

○佐々木俊雄委員 札幌駅の新幹線ホームについては、最終決定するまでにはまだまだ時間がありますし、当然、知事はJ R北海道の幹部とお会いになる機会があるのではないかと思います。

このたびの経営判断の根拠や地域への説明姿勢をJ R北海道に確かめていただきたいと思っております。ぜひやっていただきたいと思っておりますが、やっていただけますか。イエス、ノーでよろしいで

す。

○高橋知事 イエス、ノーでお答えをさせていただきます。

私が、直接、J R北海道の社長に対し、その旨の申し入れをしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○佐々木俊雄委員 最後に、交通政策総合指針についてであります。

運輸交通審議会から答申があった、このたびの交通政策総合指針の案に関しては、J R北海道の路線見直しが大きなテーマであり、各部審査では、見直しに関する方向性や支援策などについて伺ってまいりましたが、この問題は、住民生活や本道の経済社会のあり方に大きな影響を与える政策課題でありますので、以下、数点にわたって、知事の考えを伺ってまいります。

まず、支援策の内容についてであります。

知事は、昨年末、国に対し、J R北海道の路線見直し問題に関する要望書を提出して以来、平成31年度の国費予算要求などを念頭に置き、新年度の夏ころを目途に、支援策の検討を急ぐとの方針を表明してこられました。

こうしたスケジュールを前提にすると、既に、道と国との間で、支援策の内容に関しては、例えば、道が提案している高速鉄道会社の支援スキームなどについて、ある程度具体性を持って議論されていると考えますが、道は、最適な交通ネットワークの確立に向けた地域の取り組みに関して検討協議を進めつつ、具体的な支援の枠組みについて検討を進めるとのことです。

地域の議論を促していくためには、現在、国と協議している支援策の検討状況等を含め、支援内容に関する情報を地域に丁寧の説明していく必要があると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○高橋知事 地域への情報提供についてであります。J R北海道の経営再生に向けては、これまでの経緯を踏まえ、国が中心的な役割を担うべきと考えているところではありますが、厳しい事業環境に直面する本道においては、これまでどおり、鉄道事業者の取り組みや国からの支援だけで、持続的な鉄道網を確立することは難しく、地域においても、地域の公共交通を確保する観点から、可能な限りの協力、支援を行うことが必要と考えるものであります。

道では、これまで、地域での検討協議の場において、本道固有のコストの負担軽減や、老朽施設の保全、更新など、国に求めてきた実効ある支援の内容などについて情報提供を行ってきているところでありますが、今後は、支援に関する国の考え方や、J R北海道みずからの経営再生に向けた具体的な取り組み、経営の見通しなど、地域が必要とするさまざまな情報の提供に努めるとともに、各線区の実情や特性を踏まえた取り組みの提案を行いながら、検討協議が進むよう、より一層積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○佐々木俊雄委員 次に、支援の条件についてであります。

支援の実施に当たっては、J R北海道の経営に対して、地域が一定の発言力を確保できること

が重要であります。支援に当たっての道の考え方については明確なものがございません。

この問題が一定の方向性を持って決着するまでは、J R北海道も地域の声に耳を傾ける姿勢を保つべきと考えますが、支援する側が継続的に発言力を確保することがなければ、いずれ、聞きおだけという状況になることも懸念されます。

支援を行った後も、情報提供がしっかり行われ、道や市町村の考え方もJ R北海道の経営に継続的に反映されるよう、確かな方策を支援策の中に条件として組み込むことを検討すべきと考えます。知事の見解をお伺いいたします。

**○高橋知事** 道や市町村の意見の反映についてであります。今後、国や道、市町村による支援の枠組みを協議する中で、J R北海道みずからが、経営再建に向けた具体的な取り組みや経営の見通しなどの考え方を示すことが不可欠であり、道といたしましては、J R会社法に基づき、経営に対する強い権限を有する国に対して、J R北海道が経営再生に向けた考え方をできるだけ早期に示すよう、指導の徹底を強く求めるとともに、現在、国と協議を進めております。北海道高速鉄道開発を参考とした支援の枠組みの中で、御指摘の点も含め、具体的に検討を進めてまいる考えであります。

以上であります。

**○佐々木俊雄委員** 支援を求められている地域は、J R北海道の事業に対して何の権限も持っていないし、株主としての立場もないので、何か物を言っても、聞いてもらえる仕組みにはなっておりません。にもかかわらず、支援してほしいと言われているのです。

何も条件をつけないで支援する、こういったお人よしな話などはあり得ないと考えます。支援に際しては、J R北海道に条件をつけるのは当然のことと思います。

今、道は、具体的な条件についてどのように考えているのか、お示ししたいと思えます。

**○高橋知事** 具体的な条件の内容についての御質問でございますが、現在、具体的な条件については検討中であるところでございます。今後、道議会での御議論や、また、私自身が、これまで以上に地域に入り、地域の皆様方のお考えを直接お伺いしながら、具体的な条件、支援の枠組みについて検討を加速してまいる考えであります。

以上であります。

**○佐々木俊雄委員** 例えば、道内で鉄道事業を営む企業に、条例で何らかの義務を課することも方策として考えられます。株主となって内部から経営監視をするという方策も考えられます。何かしっかりしたものを考えなければならないと思いますが、ただいま申し上げましたような考えを知事はどうお考えでしょうか。

**○高橋知事** 具体的な内容についての御提案をいただいたところでございますが、関係諸法令との調整等の問題もあり、ただいまの御意見を踏まえて、今後、さらに議論を深めさせていただければと、このように考えるところであります。

以上でございます。

○佐々木俊雄委員 次に、交通政策総合指針を踏まえた今後の対応についてであります。

我が会派としては、指針の内容に不十分と言わざるを得ない面があると判断し、各部審査で数点にわたり質疑を行いました。

まず一つは、この指針で示された各線区ごとの方向性がどのような性格のものであるのか、位置づけはどうかのかがわかりやすく表現されていないという点です。この点に関しましては、本指針の考え方を参考に、今後、検討協議を進めるものであることが明確になるよう指針に反映する旨の答弁がありました。

また、J R北海道の路線見直しに関する地域の位置づけが曖昧な点を指摘し、その明確化を求めたのに対し、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、その区域の諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有することや、経営に責任を有するJ R北海道の徹底した努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域においても、可能な限りの協力、支援を行うことが重要との考え方が示されました。

さらに、線区ごとに区切った地域での議論だけでは、路線見直しによる本道全体への影響を見落としかねない点を指摘し、貨物輸送の効率化や災害等に強い交通網の形成の必要性に関し、特に、全道的見地から十分な配慮が必要な線区について見解をただしたのに対し、そうした考え方をそれぞれ指針に反映していく旨の答弁をいただいております。

最後に、鉄道網の展望に関する記述が、フォローアップ会議の報告書で示された見直し対象路線ごとの方向性を一覧表として示しているのみであり、これをもって本道の鉄道網の将来展望とは言えないことや、J R北海道の経営見通しが示されなければ、本道の鉄道網の展望を語ることなどは到底困難であり、早急に示すよう求めるべきことなどを指摘し、見解を求めました。

交通企画監からは、2030年ごろの北海道を支える公共交通ネットワークを実現していくため、中心的な役割を担う鉄道網のあり方に関して、広域観光や鉄道貨物輸送の確保、札幌圏における輸送力の強化、さらには、J R北海道の事業範囲の見直しへの対応といった観点についても整理していくことの必要性を認め、指針に反映していく旨の答弁がありました。

道では、今定例会での議論を踏まえ、今後、指針案の修正を行い、年度内に最終的な取りまとめを行うとのことでしたが、道は、各部審査などを通じて我が会派が指摘してきたさまざまな課題を真摯に受けとめ、適切に指針に反映させるとともに、指針を踏まえ、J R北海道の路線見直し問題の早期解決に全力で取り組むべきであります。

知事は、今後、この指針の策定を契機として、地域はもとより、国やJ R北海道とどのように向き合っていく考えなのか、見解を伺います。

○高橋知事 交通政策総合指針を踏まえた今後の対応についてであります。J R北海道問題について、国は、夏ごろまでに方向性を取りまとめいくとの考えを示しているところであり、限られた時間のもと、国、道、J R北海道、さらには市町村が、今後のスケジュールや情報を共有しつつ、協議を加速していく必要があると考えるものであり、私みずからが先頭に立って、課題の解決に向け、国との協議や地域における検討協議を進めてまいる考えであります。

こうしたことから、新年度早々に、国、道、市長会、町村会、そしてJR北海道による5者会議の開催を呼びかけるとともに、JR北海道の経営再生に向けて中心的な役割を担う国の支援の考え方や、道や市町村などの協力、支援の前提となる、JR北海道の経営再建に向けた見通しや具体的な取り組みの早期の提示について強く求めてまいる考えであります。

また、地域の皆様方に対し、5者会議の結果や支援に関する国の考え方など、必要とする情報について丁寧に御説明を行うとともに、私自身が、先ほども申し上げましたとおり、これまで以上に地域に入り、地域の皆様方のお考えを直接お伺いしながら、具体的な支援の枠組みについて検討を加速し、持続的な鉄道網の確立に向けて、全力で取り組んでまいります。

以上であります。

**○佐々木俊雄委員** 国の担当部局やJR北海道の経営陣はともあれ、見直し対象路線の沿線を初め、多くの市町村では、人口減少や地域経済の活力低下に日々苦勞しながら、それぞれの地域課題の解決に汗を流しているのです。ただいまの答弁では、そうした地域の皆さんが本当に将来に希望が持てるメッセージとなっているのかどうか疑問でございます。

知事は、道民の皆さんに、この指針でどのようなメッセージを届けようとしているのか、ぜひ御自身のお言葉で語りかけていただきたいと思っております。

**○高橋知事** JR北海道の社長の路線見直しに関する記者会見がございましたのは、今となると一昨年の秋でございます。その発表以降、これまでの間、それぞれの地域の皆様方、そして、関係の市町村、多くの地域住民の方々においては、将来を見据えたそれぞれの地域の最適な交通ネットワークのあり方について、真摯な御議論を重ねてこられたことに、心から敬意を表する次第であります。

私といたしましては、今、地域創生で私どもも懸命に頑張っておりますが、人口減少、そして高齢化など、我が北海道を取り巻くさまざまな環境の変化に直面している中であって、将来に向かってこの地域を発展させていくためには、道議会の皆様方に御議論をいただいております交通政策総合指針に基づきまして、本道のさらなる発展を支える交通ネットワークを着実に実現していくことが不可欠である、このように認識をするものであります。

このことを実現していくために、私自身が先頭に立ち、道庁内の関係部局の職員と一体となって、課題の解決に向け、国との協議あるいは地域における検討協議を進めてまいる考えであります。

また、私は、これまでも、さまざまな機会を通じて、地域の皆様方と直接議論を重ねてまいったつもりではございますが、今後は、これまで以上に、私自身が地域に入らせていただき、皆様方のお考えを直接お伺いすることは当然であります。

加えて、特別委員会を設けていただいた道議会の皆様方のお力添えをいただきながら、道民の皆様方の暮らしや、産業、観光を初めとする経済を支える鉄道網の確立に向け、国との協議、そして地域における検討協議に全力で取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

○佐々木俊雄委員 ただいま、それぞれ、知事から丁寧な御答弁をいただきましたが、最近の高橋道政は、議会との関係でいいますと、報告、連絡、相談、いわゆるほうれんそうがスムーズにいけないのではないかと多くの声が多く聞かれており、心配してございます。

高橋道政4期目は、残すところ、あと1年であります。我が会派は、これまで以上に緊張感を持って高橋道政に対応することを申し添え、私の質問を終わります。

○富原亮委員長 以上で佐々木(俊)委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

梶谷大志君。

○梶谷大志委員 それでは、私から、畠山委員の総括質疑保留事項とあわせまして、通告に従って、順次伺ってまいりたいと思います。

まず、地域の交通ネットワークに関してでありますけれども、J R北海道の事業範囲の見直しについてであります。

J R北海道の経営に対する姿勢についてであります。各部審査において、道がJ R北海道に求めている経営ビジョンについて早期に示すことが不可欠とのことでありましたが、それだけでは不十分であります。

道がJ R北海道に対して求める経営の見通しは、具体的な内容が明らかになるよう強く求めるなどといったことも含め、道として、経営に対する姿勢をより強くすべきと考えますが、知事の所見をまず伺います。

○富原亮委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 J R北海道の経営見通しについてであります。J R北海道問題について、国は、夏ごろまでに方向性を取りまとめていくとの考えを示しているところであり、私ども道といたしましては、限られた時間のもと、国、道、そしてJ R北海道、さらには市町村が、今後のスケジュールや情報を共有しつつ、協議を加速していく必要があると考えるものであります。

J R北海道が、国の支援や、地域による協力、支援を求めていくためには、その前提として、みずからが、経営再建に向け、経費節減、利用増といった具体的な取り組みや、赤字圧縮の効果などの見通しを示すことが不可欠と考えるものであり、道といたしましては、今後、国や道、市町村による支援の枠組みを協議する中で、できる限り早期に示すよう求めてまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 J R北海道の将来の経営見通しは、我々にとっては大前提であろうかというふうに思います。道にとっても、市町村にとっても、我々議会にとっても、今後の議論に不可欠であります。時間が限られている中、速やかに示すよう求めるべきでありますし、何よりも、J R北海道に対して、道は、立場があるかと思えますけれども、強い姿勢をしっかりと示すよう求めておきたいと思えます。

次に、市町村の支援及び対応についてでありますけれども、道、沿線自治体にとって、長期間にわたって支援を継続していくということは、今後の持続可能な鉄道網といった観点から、しっ

かりとした枠組みの構築を求めていくべきであろうかと考えます。地方財政措置についても、そういう前提で求めていく必要があるのではないかと考えます。

道や市町村に対する安定的な支援の枠組みの必要性について、知事の認識をお伺いしたいと思います。

**○高橋知事** 地域への支援についてであります。道では、昨年12月に、道議会を初め、市長会、町村会、経済界などの皆様方と一緒に、国交省に対し、本道における持続的な鉄道網の確立に向け、国の実効ある支援とともに、道や市町村が行う取り組みに対し、道内の自治体の厳しい財政状況に鑑み、制度の創設や拡充も含めた所要の財政支援を求めたところであります。

道といたしましては、今後、J R北海道の徹底した経営努力を前提に、市町村の皆様や交通事業者などとともに、負担等も含めた検討協議をさらに進めつつ、J R北海道が公共交通機関としての役割を将来にわたって果たしていけるよう、道議会での御議論もいただきながら、北海道高速鉄道開発を参考にした支援の枠組みについて、国と協議を進める中で、具体的に検討を進めてまいります。

以上であります。

**○梶谷大志委員** 残念ながら、今の答弁からも、負担も含めた検討協議の中身、あるいは、再三答弁をいただいておりますけれども、高速鉄道開発を参考にした支援がどういうものなのか、一向に見えてこないわけでありまして。これらも含めて、くれぐれも一時的な支援にならない対応をしっかりと強く認識するよう求めておきたいと思っております。

次に、国の支援についてでありますけれども、国の支援については、鉄道・運輸機構の特例業務勘定を活用した支援策という、これまでの考え方が答弁され、一方で、改めて国に対して要請をするとも伝えられているところであります。

法律に基づく継続的な位置づけ、つまり、法改正によって国の支援を明確化していくなど、国の考え方をしっかり示すよう求めるべきだと考えますが、知事の認識を伺います。

**○高橋知事** 国の支援についてであります。国においては、極めて厳しい経営状況にあるJ R北海道に対して、これまで、数次にわたり支援を行ってきたところであります。J R北海道の経営再生のためには、こうした経緯を踏まえ、引き続き国が中心的な役割を担う必要があると考えるところであります。

道では、これまでも、持続的な鉄道網の確立に向け、国に対して、本道固有のコストの負担軽減や、鉄道・運輸機構の特例業務勘定を活用した支援策の創設など、国の実効ある支援を求めてきているところであります。夏ごろまでに方向性を取りまとめていくとの国の考えも示されており、今後、J R北海道の経営再生に向けた国の支援の考え方について強く求めてまいります。

以上であります。

**○梶谷大志委員** 国という相手のあることでございますけれども、何ら議論の進展がないわけでありまして。J R北海道への対応、国の支援、そして市町村への対応について伺いましたが、議論は余り進捗せず、誰が主体となって鉄道網を支えていくのか、全く見えてこないわけでありま

す。

このようなばらばらな状態を踏まえて、鉄道網を維持させるため、それぞれの考え方が一体となるよう、強い危機感を持って、知事のリーダーシップあるいは道の役割を發揮すべきだと考えますが、所見をお伺いいたします。

**○高橋知事** 今後の取り組みについてであります。JR北海道問題について、先ほども御答弁申しましたとおり、国は、夏ごろまでに方向性を取りまとめていくとの考えを示しているところであり、限られた時間のもと、国、道、JR北海道、さらには市町村が、今後のスケジュールや情報を共有しつつ、議論を加速していく必要があると考えており、私みずから先頭に立って、課題の解決に向け、国との協議、そして地域における検討協議を進めてまいりたいと考えております。

こうしたことから、新年度早々に、国、道、市長会、町村会、JR北海道による5者会議の開催を呼びかけるとともに、JR北海道の経営再生に向けて中心的な役割を担う国の支援の考え方や、道や市町村などの協力、支援の前提となる、JR北海道の経営再建に向けた見通しや具体的な取り組みの早期の提示について強く求めてまいります。

また、地域の皆様方に対し、5者会議の結果や支援に関する国の考え方など、必要とする情報について丁寧に説明を行うとともに、私自身が、これまで以上に地域に入り、地域の皆様方のお考えを直接お伺いしながら、具体的な支援の枠組みについて検討を加速し、持続的な鉄道網の確立に向けて、全力で取り組んでまいります。

以上であります。

**○梶谷大志委員** 5者会議の開催を呼びかけるということでありました。新たな取り組みではありませんけれども、今のやりとりでも申し上げたとおり、ばらばらな状態で、全くまとまりがない中で、議論が進んでいない状況からすると、この集まり自体、今後の展開に懸念が残るわけであります。

このことで突然結論が出されるようなことがないのか、そんな不安も私は感じるわけでありませぬけれども、この中でしっかりした議論がなされるのか、本当に疑問に感じますので、道の役割をしっかりと果たさなければならないというふうに指摘しておきたいと思っております。

また、知事自身が地域に入るといっておりますけれども、この対応についても、遅きに失していると言わざるを得ません。より強い自覚を持って対応されるように求めておきたいと思っております。

そういった状況を受けて、今、交通政策総合指針案についても議論しておりまして、今後、指針を成案としていく中で、その考え方、将来展望をより明確にしていく必要があると考えます。

今議論をさせていただいたJR北海道の事業の見直しの方向性や、今言ったような状況に対する知事の姿勢、また、これまでの市町村のさまざまな取り組みも含めて、この指針をどうやってまとめていこうとするのか、知事の所見をお伺いしたいと思っております。

**○高橋知事** 交通政策総合指針についてであります。人口減少が進行する中、インバウンドの急増や、道内7空港の運営の一括民間委託、JR北海道の事業範囲の見直しなど、本道の交通を

取り巻く環境の変化に的確に対応し、本道の確かな発展につなげていくためには、道民の皆様方の暮らしや産業経済を支える総合的な交通ネットワークの実現に向けた取り組みを推進していくことが重要であります。

道といたしましては、指針に示された三つの交通ネットワーク形成圏のもと、それぞれの圏域において、関係者が一体となった取り組みを進めるとともに、各圏域間の連携を深めながら、インバウンドなど交流人口の飛躍的な拡大をリードする交通の実現や、海外からの成長力を取り込む国際物流拠点の形成、交通モード間の連携による利便性の高い移動の実現、さらには、地域の暮らしや産業経済を支える安定的かつ持続的な交通、物流の確保などを戦略的に進め、本道のさらなる発展を支える交通ネットワークの実現に向け、積極的に取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

**○梶谷大志委員** 今、JR北海道の課題に関して議論をした後、交通政策総合指針についてお伺いしました。総花的に、陸海空についてしっかりやっていくということでありますけれども、JR北海道の問題も含めて、空も海もさまざまな課題を抱える中で、そういう美辞麗句だけでうまくいくのか、甚だ疑問に感ずるわけであります。さまざまな課題について指摘されたこともしっかり受けとめながら、この指針の成案に向けて取り組まれるよう、強く指摘をしておきたいと思っております。

次に、ボールパーク構想への支援について伺ってまいります。

各部審査において、ボールパーク構想への支援について伺いましたけれども、北広島市と札幌市のそれぞれの案の課題などが示されたものの、道の支援の考え方については明らかとならなかったところであります。

両市の案に対し、道は中立的な立場とするものの、経緯などから、道の支援策によって球団の意思決定が誘導され、候補地を決定するような展開となっていると私は感ずるわけであります。

道民を代表する知事として、両市の案及びさまざまな道民の意見に対して、中立な立場であることをしっかり示すべきであろうというふうに考えます。

知事は、フェアプレーに徹して、公平な状態という環境整備を重視したものとするのか、支援の考え方についてお伺いをいたします。

**○高橋知事** ボールパーク構想への支援についてであります。北広島市と札幌市からいただいた協力要請は、誘致を進める上での課題などを踏まえたものと受けとめているところであり、道といたしましては、それぞれの御要請に対し、中立的な立場からお応えすることを基本に、北広島市の候補地の場合には、交通アクセスの向上に資する道路整備への支援とともに、鉄道輸送力の強化に向けた国やJR北海道への働きかけなどについて、また、札幌市の候補地である真駒内公園の場合には、公益性などを考慮した公園使用料の減免や、既存施設の撤去費用の一部負担などの支援を検討しているところであります。

私といたしましては、ファイターズに、今後とも北海道を拠点に活躍していただくことを強く

強く願っているところであり、こうした支援の方向性を近く球団にお示しし、候補地選定の判断に役立てていただきたいと考えているところであります。

以上であります。

**○梶谷大志委員** 今回の答弁の中で、例として、札幌市に対する支援については、既存施設の撤去費用の一部負担ということがありましたけれども、これをどれぐらいと見込んでいるのか、お伺いしたいと思います。

何を言いたいかというと、これは、要請に沿ったものなのですけれども、結果、私が今言ったフェアプレーがなされておらず、日ハム球団の判断のきっかけになるのではないかというふうに考えるわけですけれども、所見をお伺いいたします。

**○高橋知事** 道の支援についてであります。今後、候補地が決定し、球団の構想が進展していく中で、道としても、ファイターズと地元との調整や道議会での御議論をしっかりと踏まえながら、具体的な内容などについて取り組んでまいる考えでありまして、あくまでも中立的な立場を基本といたします。

以上であります。

**○梶谷大志委員** 意図のあるなしにかかわらず、報道にも出ていましたけれども、解体費用を推測すれば、大体どれぐらいかかるかということはある程度はわかるわけでございます。

また、先ほど佐々木(俊)委員からも指摘がありましたけれども、この先、議会で議論する時間が本当に確保されるのかどうか、これも疑問に感ずるわけでありまして。

そもそも、この件については、一貫して、非常に軽率な対応で、慎重さに欠けるものであったというふうに私は指摘せざるを得ないわけでありまして、このボールパーク構想自体に水を差しかねない、あるいは議会議論を軽視している、そういう状況ではないかと考えるわけでありまして、知事の所見をお伺いいたします。

**○高橋知事** 道の支援についての重ねての御質問でございますが、私といたしましては、ファイターズに、今後とも北海道を拠点に活躍していただくことを何よりも願っているものであり、あくまでも中立的な立場から、北広島市及び札幌市からの要請にお応えすることを基本に、支援策の検討を進め、道議会での御議論をしっかりと踏まえ、いずれの候補地が選定されても、全力で応援をしてまいります。

以上であります。

**○梶谷大志委員** まず、知事にも、そして道という組織にも、緊張感を持って一つ一つの課題に対応していただきたいと強く求めておきたいと思っておりますし、両市の求めに応じた支援を行う用意がある、だから中立的な立場だというのは、本当にそうなるのか、しっかりと考えるべきだと思っております。

道の支援策が、みずから進んで判断材料を提供したことにならないよう指摘しておきたいと思っておりますし、何より、これからも、日本ハムファイターズが北海道を本拠地として、道民を挙げて応援できるよう、強く意識した対応を求めておきたいと思っております。

次に、重点政策について伺ってまいりたいと思います。

SDGsの考え方は何ら否定するものではありませんが、達成に向けてというのであれば、何を目標に、どのようにして達成を図ろうとするのか、具体的に示すべきであります。

体制整備の具体的内容も含め、知事の所見をお伺いしたいと思います。

**○高橋知事** SDGsについてであります。経済、社会、環境をめぐる広範な課題に取り組むSDGsは、国際社会全体の目標であり、国においても、昨年末の創生総合戦略の改定に合わせ、SDGsを位置づけ、地方自治体におけるSDGs達成のための施策を積極的に推進しているところであります。

道では、こうしたことを踏まえ、SDGsの理念と実現に向けた手法は、総合計画などが目指す姿とも合致するとの認識のもと、政策検討の基本方針においても、子どもの確かな成長を支える環境づくりや、北海道の未来を担う人づくりなど、SDGsの実現にも資する施策を掲げた上で、新年度の重点政策を取りまとめたところであり、女性の社会参画の促進や地域医療の充実確保など、持続可能な社会づくりに向けた施策の展開を積極的に図ることとしたところであります。

また、今後の対応についてであります。早期に、私をトップとする全庁横断的な体制を整備し、年内をめどに策定する新たなビジョンにおいて、本道の実情に即した目指す姿などをお示しし、道民の皆様と共有を図りながら、将来にわたって安心して暮らすことができる社会の確立を目指し、一層の取り組みを進めてまいります。

以上であります。

**○梶谷大志委員** 今、知事から、SDGsの位置づけについて答弁がありましたけれども、重点政策におけるSDGsの位置づけについては釈然としないものであります。

また、ビジョンについても年内をめどに策定するというところでありますけれども、体制もビジョンも何ら具体的ではないわけでありまして。しっかりした位置づけを具体的に示すよう、強く求めておきたいと思っております。

次に、人口減少対策についてであります。

施策の見直しを不断にしっかり行って、創生総合戦略も柔軟に見直していくことで、より効果的な政策展開を図っていくべきだというふうに指摘したところであります。知事の所見をお伺いいたします。

**○高橋知事** 人口減少対策についてであります。道の創生総合戦略は、人口ビジョンで示した長期的な展望に立ち、人口減少を抑制し、持続可能な社会の実現を目指すための取り組みなど、施策推進の指針となるものであり、市町村を初めとする幅広い関係者との連携のもと、課題や今後の方向性を共有しながら、各般の施策に取り組んできているところであります。

道では、創生総合戦略の推進状況を客観的に把握するため、PDCAサイクルにより、毎年度、KPIの進捗を管理するとともに、戦略に基づく取り組みについて評価検証しているところであり、各分野の代表者で構成する北海道創生協議会における議論なども踏まえ、地域の現状、

これまでの取り組みの課題、人口減少に関する施策効果などを詳細に分析し、関連施策やK P Iの数値等の見直しを不断に行いながら、取り組みの実効性をより一層高めるよう努めてまいる考えであります。

以上であります。

**○梶谷大志委員** K P Iの数値をもって成果を得ているような各部審査での答弁あるいは知事の答弁もいただいたところでありますけれども、そういう状況にはなく、人口減少が確実に進んでいることから、しっかり危機感を持つ、あるいは戦略を見直すということも意識して取り組まれるよう強く求めておきたいと思えます。

次に、旧優生保護法について伺います。

知事は、旧優生保護法について、現在の理念、価値観とは相入れず、人権に対する配慮を考えた場合、重く受けとめるとの認識を示しているわけであります。

しかし、一方で、人権にかかわる重大な社会事案であるにもかかわらず、会見では、道民の関心が高いテーマという言葉で片づけて、認識の重さが非常に感じられないわけであります。

旧優生保護法は問題であって、解決を目指すという認識を知事はしっかり持つべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

**○高橋知事** 旧優生保護法についてであります。この法律は、当時の社会情勢を背景に制定されたもので、国において優生保護政策を推進する中、道では、関係機関の協力を得ながら進めていたところであります。

こうした中、道内で、御本人の同意がないまま、2500人を超える方に行われてきたいわゆる優生手術は、障がいのある方々への差別につながる問題であり、障がいのある方もない方も個人として尊重されるという今日の理念や価値観とは相入れないものと認識をするものであり、大変重く受けとめ、真摯に向き合っていく考えであります。

以上であります。

**○梶谷大志委員** 今、知事から、優生手術は障がいのある方への差別につながる問題であるという答弁がありました。

道内で2593人もの方に不妊手術が強制されたこと、20年もこの問題がたなざらしになってきたことをしっかり認識して、人権を回復するために支援する、その心を知事自身が持って対応されるよう、強く求めておきたいと思えます。

最後に、人材確保について伺ってまいります。

医療・福祉分野では、医師を初め、看護師、薬剤師、P T、O T、介護従事者など、あらゆる技術者の地域偏在が進み、1次産業の若手継承者、地域で必要なバスやトラックなどの運転手、建築業の技術者など、他の各種分野を含め、高齢化が進み、若手を中心に人手不足が進む現状において、道からは効果的な対策が示されていないと指摘せざるを得ないわけであります。

各地域ごとに、どのような産業があって、どのような職種がどのような役割をもって必要とされ、地域が支えられているのかを若い方々に具体的に伝えることが重要であって、これを踏まえ

た、資格取得などへの支援、実効性ある施策が必要と考えるわけであります。

整備される全庁的な体制と、政策展開全般としての今後の人材確保への対応について、知事の所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○高橋知事 人材確保に向けた取り組みについてであります。本道においては、全国を上回るペースで少子・高齢化や生産年齢人口の減少が進んでいるところであり、さまざまな業種において人手不足の一層の深刻化が懸念される中、人材の確保は重要な課題と認識をいたします。

このため、私をトップとして、本庁各部、振興局、東京事務所、教育庁から成る庁内連携体制として、人材確保対策推進本部を立ち上げ、若者に地域の仕事や企業を知ってもらう「じもと×しごと発見フェア」、小中学生などを対象とした医療や介護の体験学習などについて、地域の実情や各産業における人手不足の状況を踏まえ、関係各部が情報を共有するとともに、事業実施に当たっては、これまで以上に連携を強化し、各般の施策を全庁一体となって総合的に展開してまいる考えであります。

以上であります。

○梶谷大志委員 終わります。委員長、ありがとうございました。

○富原亮委員長 以上で梶谷委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

沖田清志君。

○沖田清志委員 それでは、私からは、川澄委員の総括質疑保留事項とあわせまして、以下伺ってまいります。

まず、道産食品の輸出についてでありますけれども、道産食品輸出額1000億円という知事公約は、それまでの輸出の実績や実態といったものを検証した上で設定されたと考えます。

しかし、その目標の達成が困難な中、今の国際交渉による生産減少が懸念される状況下で、いかに現実的な生産規模や生産量を維持することができるのか、それは輸出量の拡大と相対的な関係にあると考えるわけであります。

各部審査では、さまざまな取り組みについてお聞きをいたしました。不透明感は拭えないわけであります。

そこで、知事の限られた任期の中で、道産食品の輸出拡大の加速化の実現にどうつなげていくのか、知事の所見をお伺いいたします。

○富原亮委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 道産食品の輸出拡大についてであります。人口減少や国内市場の縮小が懸念される中、力強い本道経済を構築していくためには、海外の旺盛な成長力を積極的に取り込んでいくことが重要であります。

このため、道では、道産食品輸出1000億円プロジェクトの推進のため、1次製品の安定生産や国際認証の取得促進等に取り組んでおり、さらなる輸出拡大に向けた新たな目標と戦略を検討しているところであります。

私といたしましては、これまでの取り組みの勢いを切れ目なく続けていくため、その目標水準として、5年後の2023年までに、道内港に道外港を加えた食品輸出1500億円を目指し、新年度内をめぐりに、品目別の内訳など、目標の詳細や、さまざまな可能性を發揮して目標を達成するための具体的な戦略の内容を検討してまいる考えであります。

以上であります。

○**沖田清志委員** 目標年限が5年後ということで、知事の任期を考えますと、ちょっと微妙なのですけれども、いずれにしても、輸出額の増加自体が主たる目的ではなくて、本道の農水産物の再生産の維持拡大が最大の目的であるというふうに考えますので、あらゆる関係機関を総動員して取り組んでいただくように指摘させていただきたいと思えます。

では次に、新エネルギー導入加速化基金について伺ってまいります。

この基金は、毎年度12億円を積み立て、5年間で60億円、将来にわたり100億円規模の取り組みを行い、本道の新エネルギーへの取り組みを加速化させるとの説明で、今年度からスタートしたわけであります。

しかし、今年度は5億円を余し、新年度では4億円しか積み立てず、基金事業は9億円とのことであります。

各部審査では、当該年度に必要な額を積み立てたとの説明がありましたけれども、これでは基金である必要はなく、毎年度、必要額を道営電気事業から繰り出せばよいこととなります。

また、企業局は、繰り出し額については知事部局と調整し、資金需要に応じた額を繰り出し、残り8億円は内部留保されており、繰り出しは可能であるとのことであります。

基金事業として対応するのであれば、機動的な対応も含め、毎年度12億円を積み立て、道の新エネルギーへの取り組み姿勢を示す必要があると考えます。

基金事業である必要性も含め、12億円を積み立てないとする知事の考えをお伺いいたします。

○**高橋知事** 新エネルギー導入加速化基金についてであります。新エネルギーの導入拡大に向けては、調査検討、設計から事業化に至るまで時間を要するため、道では、複数年にわたって継続的な支援を行うことができるよう、新エネルギー導入加速化基金を設置したところであります。

道といたしましては、エネルギーの地産地消の先駆的なモデルづくりや、市町村が実施する設備導入に対する支援など、必要な財源を積み立てながら、地域や企業の皆様と連携をし、新エネルギーの一層の導入拡大に取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

○**沖田清志委員** そもそも、5年間で60億円、将来にわたって100億円規模という金額も不明でありまして、各年度の予定事業費についても各部審査で伺ってまいりましたが、具体的な事業は毎年度精査していくとのことでありまして、この加速化基金での事業で、新エネルギーの普及がどのように加速されるのか、全てにおいて計画性がないままに進められている状況であります。

毎年度12億円を積み立てず、各年度ごとに対策額を決めるということであるなら、今後の事業

計画、予定事業費、さらに、新エネルギーの導入がどのように加速されるのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

また、それらの実効性をどう担保するのか、あわせてお伺いいたします。

**○高橋知事** 新エネルギーの導入拡大についてであります。本道に豊富に賦存するさまざまなエネルギーを最大限活用し、活力ある地域社会の実現に寄与していくことは大変重要であります。

道といたしましては、新エネルギー導入加速化基金を活用して、先駆的な地産地消のモデルづくりや、市町村などが行う設計・設備導入事業への支援、道の率先導入など、集中期間の5年間で60億円規模の施策を講ずることにより、省エネ・新エネ促進行動計画で定める数値目標の早期達成に向けて取り組むとともに、新エネルギーが本道の主要なエネルギー源の一つとなるよう、この基金などを活用し、将来にわたり100億円規模の取り組みを行うことにより、北海道のポテンシャルを最大限に生かしていく考えであります。

以上であります。

**○沖田清志委員** その都度、企業局からの繰り出し額を決めるということであれば、通常の予算編成と全く変わりがなくて、基金事業という意味合いがないわけであります。今のやり方では、新エネの導入加速化に対する道としての姿勢が問われるわけです。

少なくとも、毎年度12億円はきちっと積み立てるか、あるいは、今後5年間の事業計画、事業費をきちっと示すべきだというふうに考えるわけですが、再度お伺いをいたします。

**○高橋知事** 新エネルギー導入加速化基金についてであります。道といたしましては、新エネルギー導入加速化基金を活用し、先駆的なエネルギー地産地消のモデル事業について、新年度に新たに選定する1地域を含めた5地域に対し、5年間で合計25億円の支援を予定しておりますほか、市町村などが実施する設計・設備導入事業に対する支援や、小水力発電施設の設置を初めとする道有施設への率先導入など、必要な財源を積み立てながら、5年間で60億円規模の施策を講じ、地域や企業の皆様と連携して、省エネ・新エネ促進行動計画で定める数値目標の早期達成に向け、新エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

**○沖田清志委員** 今、知事は、現在決まっている額を言われて、総体的な計画は何ら示されなかったわけであります。先ほど言いましたように、12億円を積み立てるか、あるいはきちっとした事業計画を持つか、その両方ともできないということであれば、新エネの普及拡大に真剣に取り組む姿勢がないと私どもは判断せざるを得ない、そのことは申し上げておきたいというふうに思います。

次に、働き方改革についてであります。

各部審査において、道は、労働者のワーク・ライフ・バランスなどの実現を目指す働き方改革の推進は喫緊の課題であるとの認識を示されました。国の関連法案の審議が進まない中、雇用改善のための同一労働同一賃金、長時間労働の是正といったことが進まないことは、決してあって

はならないこととあります。

国の動向を注視するばかりではなく、本道特有の厳しい雇用環境の改善、労働者保護の点からも、道として、独自の施策展開を早期に図るべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

○高橋知事 働き方改革の取り組みについてであります。年間総労働時間が長いなど、厳しい就業環境にある本道においては、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現などを目指す働き方改革の推進は喫緊の課題であると認識いたします。

このため、道では、就業環境の改善を図るため、企業に対し、ほっかいどう働き方改革支援センターにおける相談対応や、長時間労働の是正に向けた要請を行うとともに、ホットラインによる労働者からの相談への対応などに取り組んでいるところであります。

新年度においては、これらに加えて、働き方改革に取り組む企業の優良事例の収集、発信や、認定制度の創設などに取り組むこととしているところであり、全ての人々が生き生きと働くことができるよう、働き方改革の取り組みを積極的に進めてまいります。

以上であります。

○沖田清志委員 働き方改革の早期実現は、国でも重要視しておりまして、そのための働き方改革実現会議には、総理みずからがトップについて、取り組みを進めているわけとあります。

現在、道におきましては、関係部局の担当者による働き方改革推進プロジェクトチーム会議を設置しているわけですが、これはあくまで事務レベルの体制であります。

道として積極的に取り組んでいく姿勢を見せるためにも、知事を頂点とした新たな推進体制を整備すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○高橋知事 働き方改革の推進についてであります。道においては、昨年10月に策定をした働き方改革推進方策に基づき、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上の三つの柱により、働き方改革の取り組みを推進してきているところであります。

今後、私をトップに、庁内連携体制として、人材確保対策推進本部を立ち上げ、移住施策とU・Iターンの取り組みとの連携による人材の誘致、定着とともに、優良事例の普及による、さまざまな業種における働き方改革の推進や、産業支援機関等との連携による生産性の向上などといった各般の施策を、働き方改革推進方策に基づき、全庁一体となって総合的に展開してまいります。

以上であります。

○沖田清志委員 知事がトップになる本部はなかなかないと思うのですが、それだけ、知事も働き方改革については十分認識をされているということだと思しますので、依然として長時間労働による過労死等が発生している状況をしっかりと分析、検証する中で、労働者保護の観点からも、早急に実効ある対策に取り組まれるように求めておきたいと思っております。

次に、法定外目的税についてでありますけれども、観光振興に係る新たな財源の確保策については、これまで幾度となく議論をしてまいりました。

法定外目的税の導入に関しては、賛成、反対の声がある中、これまで、道は、観光関係者や業界団体を初めとして、さまざまな意見や疑問を聞くなど、丁寧な対応をしてきたと思います。その上で、昨年、観光審議会へ諮問し、このたび答申が出されたはずであります。

昨年の第3回定例会での我が会派の代表質問の際、知事は、審議会からの答申を受け、道としての方向性を示すとしていたわけでありませけれども、導入に対する知事の考えは、今議会でも全く示されておられません。

丁寧に進めることは当然でありますけれども、これまでの道の対応や議論の経過からすれば、導入は何をもって判断するのか、その時期はいつか、道筋だけでも示すべきと考えるわけですが、知事の所見をお伺いいたします。

**○高橋知事** 観光振興に係る新たな財源の確保についてであります。道といたしましては、観光審議会からの答申の内容に関し、観光関係者の中にも、既に制度設計がなされているといった理解も広がっており、改めて、具体的な制度設計はこれから検討することになることなど、答申や附属資料の内容について正しく御理解いただくよう努めていく必要があると考えているところであります。

さらには、道民負担や観光事業者の事業活動にも関係することから、より丁寧な説明を広範に行っていく必要があると考え、現時点で時期を見通すことは難しいところではありますが、本道観光を振興していくためには、インバウンドの拡大をさらに加速化させるとともに、国内外からの観光客による交流人口の増加を図ることにより、地域がその恩恵を最大限に享受できるよう、受け入れ体制の整備を進め、より満足度の高い観光地づくりに取り組んでいくことが重要と考えるところであり、観光振興に係る新たな財源の確保に向けて、着実に検討を進めてまいります。

以上であります。

**○沖田清志委員** 何か、JR北海道の議論とちょっと似ているようなところがあるのかなと思うのですが、丁寧な説明をして理解を求めていくということには全く否定しないわけでありませ。ただ、道がこの問題に対して一定の方向性を示さなければ、これ以上、議論が進まないわけでありませ、単に問題を先送りしているだけではないかというふうに考えるわけでありませ。

この方向性を示す時期はいつなのか、再度お伺いをいたします。

**○高橋知事** 観光振興に係る新たな財源の確保についての重ねての御質問でございますが、道民負担や観光事業者の事業活動にも関係をいたしますことから、より丁寧な説明を広範に行っていく必要があると考えるものであり、再度、道内を網羅するよう、6カ所で地域意見交換会を開催することとしたところであり、現時点で時期を見通すことは難しいものの、観光振興に係る新たな財源の確保に向けて、着実に検討を進めてまいります。

以上であります。

**○沖田清志委員** これ以上、この問題についてやりとりするつもりはございませんが、私どもは、少なくとも、審議会の答申が導入の一つのきっかけになるものだというふうに思っております。

した。今回、それを逸したわけでありますから、導入に当たっては、ハードルが高くなった、そういうことだけは申し上げておきたいと思います。

次に、国際農業交渉についてです。

現在、TPP11や日EU・EPAは、2019年の発効に向けた動きが加速していますが、本道の基幹産業である農林水産業の破綻が懸念されており、ひいては地域の崩壊すら危惧されている中、知事は議論を放棄しているような姿にしか見えないわけであります。

TPP11や日EU・EPAの交渉において最も影響を受けるのが、本道の基幹産業である酪農であり、牛乳・乳製品であります。

近年、農家戸数は毎年200戸程度のペースで減少し、生乳生産量もやや減少傾向にあると認識をしております。

特に、チーズは、EUから低価格で高品質なチーズが輸入され、道産工房チーズとの競合が懸念され、家族経営が主体の本道酪農にとっては脅威であり、酪農主産地での離農や地域経済の崩壊が懸念されるわけでありますけれども、知事は、本道の酪農家や牛乳・乳製品をどのように守っていこうとしているのか、お伺いをいたします。

**○高橋知事** 本道酪農の振興についてであります。TPP11や日EU・EPAなど、国際競争が厳しさを増す中、本道の酪農が、今後とも、牛乳・乳製品の安定供給や地域の基幹産業としての役割を発揮していくためには、いかなる国際環境下においても、その再生産が可能となるよう、万全な対策を推進していくことが重要であると認識いたします。

このため、このたび国が措置した国産チーズの振興策を初め、畜産クラスター事業などの体質強化対策や経営安定対策を効果的に活用するとともに、道といたしましても、チーズを初めとする道産乳製品の消費拡大や工房チーズの品質向上など、各般の施策を積極的に展開し、国民の健全な食生活と地域の経済社会を支える本道の酪農経営、牛乳・乳製品の競争力の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

**○沖田清志委員** それでは、最後ですけれども、知事の答弁では、地域からの不安や懸念の声を払拭して、本道の基幹産業である酪農を初め、農業を守るという熱意が、残念ながら伝わってきません。

知事は、本当に、本道の農業、農村を守っていこうという意思があるのか、こうした状況において、これからどのように守っていこうとしているのか、お伺いをいたします。

**○高橋知事** 農業、農村の振興についてであります。本道の農業は、安全で良質な食料を安定的に供給するとともに、営農活動を通じて、美しい景観を形成し、地域創生の鍵となる食や観光の振興を支えるなど、重要な役割を担っているところであり、今後とも、その持続的な発展を図り、将来に引き継いでいくことが何よりも重要と考えます。

このため、私といたしましては、いかなる国際環境下においても、本道農業を支える家族経営を初め、全ての生産者の皆さんが、将来に希望を持ち、安心して営農に取り組めるよう、多様な

担い手の育成確保はもとより、酪農、畜産などの生産供給体制の整備や、高付加価値農業の推進、農地等の基盤整備や道産チーズの品質向上、さらには、活力に満ちた農村づくりなどの施策に全力で取り組み、北海道のみならず、我が国にとってかけがえのない北海道の農業、農村をしっかりと守ってまいる考えであります。

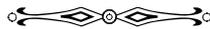
以上であります。

○**沖田清志委員** 終わります。ありがとうございました。

○**富原亮委員長** 以上で沖田委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3 時52分休憩



午後 4 時17分開議

○**富原亮委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

滝口信喜君。

○**滝口信喜委員** それでは、佐藤委員、赤根委員、安住委員の総括質疑保留事項をあわせ、順次質問をいたしたいと思っております。

今定例会に、北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例案と、北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例案が提案されています。これは知事の公約でもあり、知事の記者会見での手話の動画録画、また、職員の手話の勉強会などに取り組まれているというふうに承知をしています。

知事は、この条例をつくるに当たって、全国のモデルとなる条例と言っていました。しかし、分科会での論議では、他府県と比べて極めて不十分であるということが判明をいたしましたので、以下伺いをしてまいります。

まず、身体障害者手帳の交付対象者は、聴力レベルが70デシベル以上となっております。道内には2万5239人います。しかし、聴力レベルが40から50デシベルの方でも、聞こえに困る人が相当数いるわけでありまして。

そのため、コミュニケーション手段を確保する上で、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者といった人の絶対数が必要であります。ところが、お聞きをしますと、手話通訳士は82名、手話通訳者は150名、要約筆記者は29名ということです。

障がい福祉計画では、毎年、手話通訳で40名、要約筆記で30名の登録を目標としておりますが、その人材確保の見通しについて、まず伺っておきたいと思っております。

○**富原亮委員長** 知事高橋はるみ君。

○**高橋知事** 意思疎通支援に関する人材確保の取り組みについてであります。聴覚に障がいのある方の円滑な意思疎通を図る上で、手話通訳者や要約筆記者の養成確保は不可欠であり、道では、新年度からの第5期障がい福祉計画に、意思疎通支援・情報提供の充実を推進項目として位

置づけ、毎年、手話通訳で40人、要約筆記で30人の方に道が実施する研修を受講していただき、養成することを目指しているところであります。

道では、より多くの方々に研修を受講していただけるよう、受講者の事情に応じて、1年または複数年を選択できるようにするなど、研修期間の弾力化を図るとともに、関係団体の協力を得て、地域の要約筆記サークルの皆様お一人お一人に対し、資格取得のメリットなどの周知に努め、受講を働きかけるなど、1人でも多くの意思疎通支援者の養成確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

**○滝口信喜委員** 今、要約筆記者については、道内で空白振興局地域が五つあるというふうに聞いています。30名の養成を目指すということでありますけれども、去年はたしか1桁ではないかと思っております。今後の対応を見きわめてまいりたいと思っております。

次に、聴覚障がい者情報提供施設の設置についてお尋ねをします。

法に規定されている、聴覚障がい者用の録画物の制作や貸し出し、手話通訳者等の養成、派遣等を行う聴覚障がい者情報提供施設の都道府県での設置状況について伺いましたら、未設置は北海道と鳥取県の二つだけということでありました。国の第4次障害者基本計画案においては、平成30年度までに全都道府県に設置するというようになっております。

例えば、電話リレーサービスなどは、この施設が実施主体でなければ、国庫補助の対象にならないということであります。

条例の制定を機に、スピード感を持って設置すべきと考えますが、知事の決断を求めます。

**○高橋知事** 聴覚障がい者情報提供施設の機能についてであります。聴覚に障がいのある方々に対し、手話などを活用して、障がいのない方々と同等の情報を確保するための情報保障を推進することは大変重要であり、道の条例案では、道民の理解の促進や多様な意思疎通手段の確保、使いやすい環境の整備などの施策を総合的に推進することとしているところであります。

道では、関係団体の協力のもと、聴覚障がい者情報提供施設の機能である録画物の貸し出し、手話通訳者等の養成、派遣、相談等を実施してきたところであり、新年度からは、新たに、聴覚障がい者用の動画の制作についても取り組むこととしているところであります。

今後、よりよい情報提供のあり方や施設としての開設などについて、当事者団体との意見交換を継続しながら、検討をさらに加速し、障がいのある方もない方もともに尊重し合う共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

**○滝口信喜委員** 今答弁がありました施設としての開設、つまり、聴覚障がい者情報提供施設の開設ということについては、できるだけ早い機会に開設することを求めておきます。

次に、働き方改革についてお尋ねをいたします。

今国会で、最重要課題というふう位置づけられて、働き方改革関連法案が議論されていたようでありますけれども、不適切なデータの問題などで、今どうなっているか、承知はしておりま

せん。

先ほども論議がありましたが、昨年策定した北海道働き方改革推進方策には、25歳から34歳までの女性の就業率や、65歳以上の高齢者の就業率など、北海道創生総合戦略に準拠した指標が設定をされています。この指標が本来の達成目標なのかというふうに我々は考えますけれども、この指標が達成されれば、目標が達成されたことになるのかどうなのか、知事の見解を伺っておきたいと思います。

**○高橋知事** 働き方改革の指標についてであります。本道においては、全国と比較して年間総労働時間が長いなど、厳しい就業環境にあるとともに、人口減少が進む中、人手不足が一層深刻化しており、働き方改革の推進は重要な課題と認識をいたします。

平成31年度までを推進期間とする働き方改革推進方策においては、年間総労働時間や年次有給休暇取得率、育児休業取得率など、創生総合戦略に準拠した目標を設定したところであります。

今後、これらの指標により、進捗状況を把握しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現と人手不足の解消を目指し、各般の施策に取り組んでまいります。

以上であります。

**○滝口信喜委員** 働き方改革の究極的な成否は、持続可能な成長と適正な分配の好循環をどう実現するかということではないかと思えます。

知事は、こういった立場に立って、経営サイドの動きを誘引していく必要があるのではないかというふうに思います。所見を伺います。

**○高橋知事** 働き方改革に関連し、企業経営者への働きかけについてであります。本道において、人口減少や少子・高齢化が進行する中、働き方改革の推進は、働く方々はもとより、企業の持続的発展に向けて、経営者にとっても重要な課題であります。

道では、新年度において、働き方改革推進方策に基づき、就業環境の改善などの働き方改革を進めている企業の優良事例の収集、発信や、認定制度の創設などに取り組むとともに、ICTの利活用などによる生産性の向上に向けた支援などを新たに実施することとしているところであります。

こうした取り組みを通じ、企業経営者の働き方改革に取り組む意識を醸成し、本道における多くの企業において、就業環境の改善や生産性の向上などの働き方改革が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

**○滝口信喜委員** 総務部所管の審査で、道における働き方改革の推進状況を伺ってまいりました。平成28年度の育児休業取得率は、女性の100%に比べ、男性は、目標値の10%に遠く及ばない2.7%となっておりまして、就業環境の改善が進んでいるとはとても言えない状況であります。

道でも、勤務時間、勤務場所にとらわれない在宅勤務やフレックスタイムを初め、多様な働き方を導入するなど、魅力ある、働きやすい職場をつくるということが極めて大切ではないかと思

います。

平成29年度の職員採用試験でも、一部、辞退率が6割を超えており、どうやって魅力ある職場をつくるかということが求められているのですけれども、今お話ししたように、魅力ある職場になっているとは思えません。見解を求めます。

**○高橋知事** 道庁の働き方改革についてであります。道職員の採用試験に関し、合格者の約6割の方が辞退をした職種があったことは大変残念であり、人材確保に向けた取り組みの充実が必要と認識をいたします。

こうした中、職員が、子育てや介護などのライフステージの変化に合わせて、意欲と能力を生かし、道政の各分野で活躍できるワーク・ライフ・バランスの確立など、道庁をより魅力ある職場としていくことが重要と認識いたします。

このため、道では、職員の意識改革と長時間労働の慣行の見直しを初め、新年度からは、業務の減量化を進めるとともに、育児休業職員の職場復帰への準備として、ならし勤務の制度を創設するほか、仕事と子育てや介護が両立できる職場づくりのための支援に必要なICTの利活用などに積極的に取り組み、在宅勤務を含むテレワークなど、多様な働き方の導入に向けた検討をさらに進め、道職員にとって働きやすく、魅力ある職場環境づくりを一層推進してまいります。

以上であります。

**○滝口信喜委員** 辞退率が高いのは大変残念であるという答弁でありましたけれども、私は、この状況は重く受けとめなければならないと思うのであります。今後も、知事みずからのトップセールスで、ぜひ人材の確保のために努めていただきたいというふうに思います。

先ほど来議論がありました人材確保対策推進本部を、知事をトップとして立ち上げるということでもあります。人材確保対策推進本部という名前でありますけれども、私は、働き方改革というのが前面に出るべきではないかと思えます。

この本部で、今後、どのようなスケジュールで、どのような指標のもとに、具体的に取組まれるのか、伺っておきたいと思えます。

**○高橋知事** 働き方改革の推進についてであります。道では、喫緊の課題である働き方改革の取り組みの基本的な方向性を示す働き方改革推進方策を策定し、これに基づき、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上の三つを柱にし、さまざまな取り組みを推進してきているところであります。

今後、私をトップに、庁内連携体制として、人材確保対策推進本部を立ち上げ、推進方策に掲げた指標を平成31年度までに達成していけるよう、若者の地元企業への就業促進に向けた取り組みや、各分野ごとの優良事例の普及による就業環境の改善などの働き方改革の推進、産業支援機関等との連携による生産性の向上や人材育成など、各般の施策を全庁一体となって総合的に展開してまいります。

以上であります。

**○滝口信喜委員** 働き方改革推進方策は、本来、そういう本部をしっかりと立ち上げてからスター

トさせるべきではなかったかというふうに思います。平成29年の10月ぐらいからスタートしているはずでありますけれども、我々はこれを何回も部のほうに言っています。

次は、観光振興についてお尋ねします。

観光のくにづくり行動計画についてであります。

私は、昨年の1定のこの場で、この計画で、目標達成に必要な資金量及び財源を明らかにすべきだということを申し上げましたけれども、今回の行動計画でも全く触れられておりません。これからさまざまな観光施策をやっていくのに一体幾らかかるのか、こういう目標すらないわけがあります。

知事は、この行動計画の実効性をどう確保し、観光を北海道のリーディング産業として育成していくつもりなのか、見解を伺いたいと思います。

**○高橋知事** 観光のくにづくり行動計画についてであります。当該計画は、観光事業者や観光関係団体、道民、行政機関など、観光にかかわる全ての関係者が連携協働して、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画と位置づけられているところであります。

私といたしましては、本道の観光振興に当たっては、この計画の理念のもと、関係者の皆様とともに、社会経済情勢や観光市場のニーズの変化など、その時々課題に的確に対応していくことが重要と考えるところであり、そのための観光施策に必要な資金量をあらかじめ見通すことは難しいところではございますものの、今後とも、観光振興機構や関係団体と連携をし、長期滞在型観光の推進やリピーターの確保などに向けて、国際的に質の高い受け入れ体制の整備に努めるなど、より満足度の高い観光地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

**○滝口信喜委員** 先ほど来、いわゆる宿泊税と申しましょうか、その関係で議論があったところではありますが、観光審議会からの答申を受けて、今後、6カ所で説明会をするというような答弁があったと思います。

私は、答申を受け、知事としてそれを尊重し、方針を決めて、さまざまな場面で理解を求めるための説明をするというのが基本ではないかと思っております。その中身を関係者に説明しなければならぬというのは、やはり、道庁の発信力が弱いのではないかと伺わざるを得ません。

また、実施時期についても、先ほど議論がありましたが、時期を見通すことはできないという答弁でありました。

それでは、知事の任期中にこれを判断するのですか、しないのですか。

**○高橋知事** 新たな観光財源についての御質問でございますが、私といたしましては、このたび観光審議会から御答申をいただいたことから、今後、道議会での御議論も踏まえ、具体的な制度のあり方について、道としての方向性をお示しする考えであります。答申の内容に関し、地域の観光関係者などの中に、具体的な制度設計が既に示されたものとする理解も広がっており、まずは、正しく御理解をいただくよう努めていく必要があると考えているところであります。

さらには、答申の内容が、道民の方々にも御負担を求めるものであることや、観光事業者の事業活動に関係するものであることから、より慎重な対応が必要と考え、改めて、答申や附属資料の内容について、観光関係者や市町村などに対して丁寧に説明するなどして、新たな財源の確保に向けて、着実に検討を進めてまいります。

以上であります。

○滝口信喜委員 丁寧に説明するのは当然のことですけれども、いずれにしても、関係者への説明が終わったらどうなるのですか。

○高橋知事 今後の対応についてであります。道民負担や観光事業者の事業活動にも関係いたしますことから、より丁寧な説明を広範囲に行っていく必要があると考え、再度、道内を網羅する形で、6カ所で地域意見交換会を開催することとしたところであります。現時点で時期を見通すことは難しいところではございますが、観光振興に係る新たな財源の確保に向けて、着実に検討を進めてまいります。

以上であります。

○滝口信喜委員 だから、6カ所で説明会をやった後はどうするのかと聞いているのですよ。

次に行きますか。

北海道交通政策総合指針についてであります。

先ほども議論がありましたが、この中の重点戦略では、公共交通の利用定着に向けた住民の意識改革として、モビリティーマネジメントの推進や、通勤などにおけるノーカーデーの取り組みを掲げております。

ノーカーデーの実施について、どんな考えをお持ちですか。

○高橋知事 公共交通の利用促進に向けた取り組みについてであります。人口減少やモータリゼーションの進展により、公共交通の利用者が減少し、交通事業者を取り巻く環境が一層厳しくなる中、今後とも公共交通ネットワークを維持していくためには、需要拡大と持続的な利用定着を図ることが重要と認識いたします。

道では、これまで、温室効果ガスの排出削減に向け、エコドライブ講習会など、さまざまな機会を通じ、道民や事業者に対し、通勤時の自動車利用の抑制、公共交通の利用を呼びかけてきたところであります。このたびお示しをした新たな指針においては、重点戦略として、公共交通の需要拡大に向けた取り組みを推進することとしており、学校での教育や職場などでの啓発活動により、公共交通の利用を促し、住民みずからが乗って守るという意識を喚起するとともに、道においても、今後、率先して職場においてノーカーデーやモビリティーマネジメントを実施するなど、関係団体が一体となって、公共交通の維持確保に向け、取り組んでまいります。

以上であります。

○滝口信喜委員 JR北海道の関係で伺います。

この前、島田社長は、JR北海道の経営再生ビジョン、いわゆる将来ビジョンを平成31年度当

初には示すという考え方を議会でお話ししておりましたが、本来であれば、企業としての将来ビジョンを明らかにした上で、事業範囲の見直し問題についてさまざま議論するということが普通ではないかなと思います。

知事も、早期に示すことが不可欠だというふうに答弁をされていますが、具体的には、いつまでに示すべきと知事は考えておられますか、所見を求めます。

○高橋知事 JR北海道の経営見直しについてであります。JR北海道問題について、国は、夏ごろまでに方向性を取りまとめていくとの考えを示しているところであり、道といたしましては、限られた時間のもと、国、道、JR北海道、さらには市町村が、今後のスケジュールや情報を共有しつつ、協議を加速していく必要があると考えるものであります。

JR北海道が、国の支援や、地域による協力、支援を求めていくためには、みずからが、経営再建に向け、経費節減や利用増といった具体的な取り組み、赤字圧縮の効果などの見通しを示すことが不可欠と考えており、道といたしましては、新年度早々に、国、道、市長会、町村会、JR北海道による5者会議の開催を呼びかけるとともに、私みずからがこの会議に参画をし、国や道、市町村による支援の枠組みを協議する中で、できる限り早期に示すよう求めてまいります。

以上であります。

○滝口信喜委員 先ほども議論がありましたように、新幹線の札幌駅の関係で、JR北海道は75億円を出せるということですが、これは、経営ビジョンがあって、初めてこういうことが言えるのではないかと私は思います。

5者会議の前に、島田社長とトップ会談をやって、ビジョンをいつまでに示すのだと。今、知事も言いましたように、夏ごろが一つのめどだということですから、それまでに示すのかどうか、改めて聞く考えはありませんか。

○高橋知事 JR北海道の経営見直しについての改めての御質問でございますが、JR北海道が、国の支援や、地域による協力、支援を求めていくためには、みずからが、経営再建に向け、利用促進や経費節減、さらには、鉄道事業以外の収益が見込める事業の育成など、具体的な取り組みとともに、経営の見直しについても早期に示すことが不可欠であり、私といたしましては、JR北海道に対し、さまざまな機会を通じて、経営再建に向けた考え方を、支援の枠組みを協議する中で、できる限り早期に取りまとめるよう、強く求めてまいります。

以上であります。

○滝口信喜委員 さまざまな機会を捉えてといたら、いつのことになるのかなと思うのが普通ですよ。知事は新年度に5者会議をやると言っているのだから、その前にしっかり申し入れることを求めておきます。

次に行きます。

札幌市との連携についてであります。

さまざまな調査からしても、札幌駅を発着の基点として道内を周遊しているというのは当然のことです。2030年に予定される北海道新幹線の札幌延伸や、JR北海道の鉄道事業の収

益改善策の柱とされる快速エアポートの輸送力増強が実現されれば、より多くの鉄道利用者が札幌に集まってくる、これも当然のことです。

北海道新幹線の札幌駅に関しては、札幌市ともさまざま協議をされているということは承知していますが、私は、北海道の鉄道網をどうするかということについて、札幌市長と北海道知事が共通の認識に立たなければならないのではないかと思います。見解を求めます。

○高橋知事 札幌市との連携についてであります。北海道の発展にとって、さまざまな都市機能を有する札幌市が果たす役割は大変重要でありまして、道では、これまでも、新幹線の建設促進に向けた取り組みのほか、道内航空ネットワークの維持確保や丘珠空港の機能強化などについて、札幌市と連携した取り組みを進めてきているところであります。

私といたしましては、新幹線の札幌開業やインバウンドの増加など、本道の交通を取り巻く環境が大きな転換期を迎える中、新千歳空港へのアクセス強化や、札幌圏と中核都市等をつなぐ持続的な鉄道網の確立に向けて、道と札幌市が緊密な連携を図っていくことが重要と考えるものであり、今後も、道と札幌市との間の行政懇談会などの場を通じ、情報の共有や連携の強化を図り、持続可能な交通ネットワークの形成に向けて、積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

○滝口信喜委員 いずれにしても、鉄道網をどうするかということです。鉄道網がないと、札幌に全然集まってこないわけですよ。

先ほど、ボールパーク構想についても、いろいろお話がありましたが、私も、ぜひ推進してもらいたいと思う一人であります。しかし、これも、札幌圏にどんどん人が集まってきますね。お聞きをしますと、かつて、道は、札幌ドームの建設費に対して100億円の補助をしています。

このように、常に札幌に集まってくるという状況の中で、札幌は、いずれにしても発着の基点になるわけですから、鉄道網は、札幌にとって極めて大事だと思います。もちろん北海道にとってもそうであります。

そうすると、札幌市に対して、今回の路線見直しに係る話をして、協力を求める、負担を求めるといって話をしてもいいのではないですか。見解を求めます。

○高橋知事 札幌市との連携についてであります。北海道の発展にとって、さまざまな都市機能を有する札幌市が果たす役割は重要であり、札幌圏と中核都市等をつなぐ持続的な鉄道網の確立に向けて、道と札幌市が緊密な連携を図っていくことが必要であると考えます。

道といたしましては、今後、JR北海道の経営努力を前提に、市町村の皆様や交通事業者などととも、負担等も含めた検討協議をさらに進めつつ、道議会での御議論もいただきながら、国も含めた具体的な支援の枠組みについて検討を進めていく考えであり、市長会などとの協議も急いでまいります。

以上であります。

○滝口信喜委員 今の答弁では、市町村の皆様、市長会などとなっておりますから、当然、札幌市ともこういう話をすると理解しておきます。

それでは、国への要望についてです。

先ほども議論がありました。国の概算要求の期限を踏まえるとすれば、議論のために残された期間は4カ月ぐらいということになるのではないかと。

知事は、さきの定例記者会見で、今後の特別職の人事について触れまして、路線の見直しについても、一番の力仕事で、大変なところを背負っていただいた、一つの区切りかなと思ったというようなことを述べたようですが、これからが議論の正念場なのではないでしょうか。一つの区切りがついたという表現は意味不明であります。

指針を取りまとめ次第、国に対しても、必要な支援について、具体的に踏み込んだ内容を求めるべきと考えますが、どのように認識し、対応するのか、所見を伺います。

**○高橋知事** 国の支援についてであります。国においては、極めて厳しい経営状況にあるJR北海道に対して、これまで、数次にわたり支援を行ってきたところであり、JR北海道の経営再生のためには、こうした経緯を踏まえ、引き続き国が中心的な役割を担う必要があると考えるものであります。

道では、これまでも、持続的な鉄道網の確立に向け、国に対して、本道固有のコストの負担軽減や、鉄道・運輸機構の特例業務勘定を活用した支援策の創設など、国の実効ある支援を求めてきているところであり、国は、夏ごろまでに方向性を取りまとめていくとの考えを示しており、概算要求の期限なども念頭に入れつつ、私自身が先頭に立って、新年度早々に開催することとしております5者会議も活用しつつ、JR北海道の経営再生に向けた国の支援の考え方について強く求めてまいります。

以上であります。

**○滝口信喜委員** ありがとうございます。

**○富原亮委員長** 以上で滝口委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

志賀谷隆君。

**○志賀谷隆委員** それでは、各分科会にて、公明党として質疑を保留した五つの点について、以下、知事に簡潔にお伺いをいたします。

まず、SDGsの推進についてであります。

国連で採択されたSDGsは、あらゆる貧困に終止符を打つ、また、全ての人々に質の高い教育を提供するなど、17分野でのゴールを国際社会共通の目標として掲げております。

このような中で、国も一定の取り組みを進めておりますが、北海道命名150年を迎える今、北海道こそが積極的に取り組みを展開しなければならないものと考えます。

そうした観点から、以下伺ってまいります。

一つ目ですが、SDGsの広範な課題に取り組むことは、企業においては、持続可能な経営が評価されるなど、価値の向上につながり、市民においては、環境や就業といった生活の質の向上につながるものであり、道民の皆様や市町村、民間団体、企業、NPOなどに、SDGsの理念

や意義について、一層の理解を広めていく必要があると考えます。

このため、道が先頭に立ち、北海道全体に浸透させていくことが重要であります。知事は、こうした普及啓発について、どのように進めるお考えか、所見をお伺いいたします。

○富原亮委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 SDG sの普及についてであります。経済、社会、環境といった広範な課題に取り組むSDG sは、国際社会全体の目標であり、その達成に向けては、道内各地で、多様な主体による幅広い分野の取り組みが総合的に展開されることが重要と考えるものであります。

このため、私といたしましては、市町村や民間団体などと連携を図りながら、各種会議の場など、あらゆる機会を活用し、環境未来都市等に選定されている市町村や、企業行動憲章に基づき取り組む企業など、既にSDG sに取り組んでいる先事例をわかりやすく紹介するなどして、市町村、民間団体、企業、NPOといった、いわゆるステークホルダーの方々に、その理念や意義に対する理解と参画が広がるよう、積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

○志賀谷隆委員 次ですが、SDG sは、誰かが進めるのではなくて、道民一人一人がみずからのこととして受けとめて、取り組みを進めていくことが極めて重要であると考えます。

そのためには、経済界や民間団体との協議会などを設立し、多くの関係者と連携協働しながら取り組みを進めていくべきと考えます。

本道の未来づくりにとって重要なSDG sの実現に向けて、知事のリーダーシップを発揮し、具体的に取り組む必要があると考えます。

知事の決意を含めて、今後の取り組みについて所見をお伺いいたします。

○高橋知事 SDG sの実現についてであります。私といたしましては、北海道命名150年を節目に、恵まれた自然環境や多様な地域資源などの価値をさらに磨き上げ、世界の中で北海道の存在感を高めていくためにも、SDG sの実現に向けた取り組みを進めていく必要があるものと考えるところであります。

このため、まずは、新年度に、総合政策部内にSDG sを専掌するグループを設置した上で、私をトップとする全庁横断的な体制を早期に整備し、官民一体となった実効性のある取り組みについて、スピード感を持って検討するとともに、ステークホルダーの理解や参画が広がるよう、本道の特性や強みを踏まえた北海道らしい新たなビジョンを年内をめどに策定するなど、一層の取り組みを進めてまいりたい考えであります。

以上であります。

○志賀谷隆委員 次に、JR北海道の事業範囲の見直しについてであります。さきの各部審査におきまして、今後、地域での検討協議に関して、道として、交通政策総合指針の考え方を丁寧に説明しながら、検討協議が進むよう取り組むなどとの御答弁がありました。全てを職員任せにするのではなくて、まず、地域住民のなお一層の理解と協力を取りつけるためにも、知事みずからが、地域に出向いて、丁寧に説明を行うべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたしま

す。

○高橋知事 JR北海道問題に関し、地域における検討協議についてであります。このたびの交通政策総合指針においては、持続的な鉄道網の確立に向け、おのこの線区のあり方等が示されたところであり、道といたしましては、今後、指針の考え方を踏まえ、地域の皆様と、最適な交通ネットワークの確立に向けた議論や具体的な取り組みを一体となって進めていく必要があると考えるものであります。

私は、ふだんより、沿線自治体を初め、多くの首長さん方と、JR北海道問題に関する意見交換をさまざまな機会を捉えて行うとともに、これまでも、宗谷線、石北線の沿線自治体を訪問させていただき、関係する皆様方から、利用実態などについてお話を伺ってきているところであります。

今後は、これまで以上に、私自身が地域に入り、地域の皆様方のお考えを直接お伺いしながら、具体的な支援の枠組みについて検討を加速し、持続的な鉄道網の確立に向け、全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○志賀谷隆委員 地域にお暮らしの皆様は、知事のお顔を自分の地域で見られると、力強い気持ちで湧いてくるわけですから、しっかりと地域に入りたいというふうをお願いしておきます。

次に、空港の活性化についてであります。新千歳空港を初めとする7空港については、一括民間委託に向けて手続が進められてございます。

民間委託を選択しない道管理の5空港の活性化を図るためには、本年8月に新規就航するピーチ・アビエーションの釧路―関西線に続く、新たなLCCなどの路線誘致に積極的に取り組む必要があると考えます。知事の所見をお伺いいたします。

○高橋知事 新たな航空路線の誘致についてであります。離島や、紋別、中標津といった道管理空港が所在する地域において、医療、ビジネス、観光などの面から、札幌圏や東京圏など遠隔地を短時間で結ぶ航空路線は大きな役割を果たしており、こうした地方路線を維持拡充していくことは、地域の生活を支え、経済を活性化する上で重要な課題と認識いたします。

このため、新年度においては、道内における新規就航に向けた運航可能性調査や、利用促進に向けた2次交通の整備など、関係者による連携事業への支援などに取り組むこととしているところであり、道といたしましては、こうした取り組みを土台として、一括民間委託の事業者や地元自治体などと連携を図りながら、LCCなどの新規就航に向けた誘致活動を進め、道内の13空港全体のネットワークの活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○志賀谷隆委員 次に、地域医療についてであります。

まず一つ目ですが、地域医療の実態についてです。

高橋道政がスタートしてから、4期16年目を迎えるわけでありましてけれども、この間、道内の

地域医療は依然として深刻な状況でございます。

ただ、人口10万人当たりの医師数については、知事就任後の平成16年の203.6人に対して、平成28年は238.3人という形でふえています。また、医療施設に従事する医師数についても、平成16年の1万1490人に対して、平成28年は1万2755人と増加をしております。これは、ある意味ではいい傾向かなというふうに思っております。

しかしながら、一方で、医師の地域偏在は著しくなっておりまして、人口10万対医師数で、宗谷圏は86.7人、日高圏は99.3人、根室圏は102.7人、南檜山圏は120.5人と、全道平均を大きく下回っておりまして、医師不足が深刻化しております。

また、道南の町立松前病院では、一昨年に院長が辞職した後、この間、医師の退職が相次いでおりまして、依然として医師不足が続いております。地域住民の不安も大変大きいものと考えます。

さらに、先日、オホーツク管内の広域紋別病院が4月から分娩を休止するということが明らかになりました。この結果、遠軽・紋別地域においては、唯一、出産ができる医療機関となる遠軽厚生病院については、地元自治体が医師確保に大変苦勞しているなどという報道もあったわけでございます。

このほか、同様に医師確保で苦勞している事例は全道域で生じているものと思っておりますが、地域からの医師派遣の要請件数については、平成16年度は、6医療機関から7名の要望がありました。また、平成28年度については、47医療機関から125名の要望となっております。

いずれにしても、まず、これらの深刻な地域医療の実態について、知事の御所見をお伺いしたいと思っております。

**○高橋知事** 地域医療についてであります。道では、地域医療の確保に向け、これまで、自治医大卒業医師の配置や、医育大学に設置する地域医療支援センターからの常勤医師の派遣、緊急臨時的医師派遣事業による短期医師の派遣など、即効性のある対策に加え、修学資金貸付制度の創設や、将来の地域医療を担う青少年の育成事業など、中長期的な視点での対策にも取り組んできています。

こうした中、道内の医師数は増加傾向にあるものの、人口10万対医師数が全道平均の半分以下となっている圏域があるなど、広域分散で医療資源が偏在する本道において、地域の医師不足は依然として深刻な状況が続いていると認識をするものであります。

以上であります。

**○志賀谷隆委員** 実態に対する知事の今の所見は、道が、これまで、医師不足や地域偏在の解消に向けて、札幌医科大学を初めとする医育大学などと連携を図りながら、さまざまな対策に取り組んできた、そして、結果も出ているが、まだまだだということではないかなと思います。

これまでの対策とその成果について、どのように認識をしているか、伺います。

**○高橋知事** 医師確保に関し、これまでの成果、そして今後の対応についてであります。道では、これまで、地域医療支援センターからの医師派遣やドクターバンク事業など、さまざまな医

師確保対策に取り組んできている中、地域枠医師については、現在、札幌医大や旭川医大を卒業した25名の方々が地域で勤務しており、今後、その増加が見込まれるところでもあります。

また、道内外の医学生を対象とした、臨床研修病院の合同説明会の開催などにより、近年、道内の研修医採用者数が300名を超える水準にあるなど、これまでの医師確保対策の効果が徐々にあらわれてきていると認識をしております。

道といたしましては、医師不足や地域偏在の解消に向け、今後とも、こうした取り組みを着実に積み重ねるとともに、医療対策協議会において十分に協議をし、医育大学や医師会などの関係機関等と一体となって、より実効性の高い医師確保対策を推進してまいります。

以上であります。

**○志賀谷隆委員** 着実に成果を出しながら、持続的に対策を進めていただきたいというふうに思います。

次ですが、本道においては、医師の地域偏在が著しく深刻な実態にある中で、特に日本海地域は極めて深刻なものと考えております。

例えば、道立天売診療所は、この間、医師不在が続いておりますが、目の前に道立羽幌病院がございます。このため、我が党は、羽幌病院との医師派遣に関する連携を強化するべきと申し上げてきたところでございます。

しかしながら、現状は、たかだか月に1回か2回の派遣で終わっているわけでありまして。道立病院は、昨年4月から地方公営企業法の全部適用に移行して、人材確保を強化することとしておりましたが、羽幌病院と天売診療所の状況を見る限りにおいては、十分な成果を上げているとは言えないというふうに考えます。

また、道が策定した離島振興計画の中でも、離島の医療を確保することとしておりますが、全く不十分ではないかというふうに私は思います。

知事は、天売島を初めとする離島における医療の確保について、どのように取り組まれようとしているのか、お伺いをいたします。

**○高橋知事** 離島における医療についてであります。道立診療所などの離島の医療機関は、医療資源が限られ、地域の中核的病院を利用することが困難であるなど、大変厳しい地理的条件にある中、島民の皆様身近な医療を提供する重要な役割を果たしているものと認識いたします。

道といたしましては、今後とも、地域医療振興財団や全国自治体病院協議会と連携して、離島における医師の確保を図ることはもとより、道立病院など近隣の医療機関との一層の連携強化や、タブレット等を活用した遠隔医療システムの導入支援に取り組むなどして、関係市町村や医療機関が一体となって、離島にお住まいの道民の皆様方が安心して医療を受けられる体制を確保してまいります。

以上であります。

**○志賀谷隆委員** 地域医療について伺ってまいりましたが、あらゆる手段を講じて道民の命を守ることこそ、さきに申し上げましたSDGsの理念、目標であります。達成に向けて、抜本的な

対策を講じる必要があると考えます。

こういう中で、国は、医師の地域偏在の解消を目的とする、医療法と医師法の改正法案を閣議決定し、今国会に提出いたしました。これは、今後、都道府県が医師確保計画を自身で策定して、大学に、地元出身者の定員枠の創設や増加を求めることができるようになるほか、臨床研修を実施する病院の指定や定員決定の権限を国から都道府県に移すなど、従来にない、医師確保に関する都道府県の権限が強化される内容であると承知をしております。

そこでまず、今般の改正法案の内容について、知事はどのように受けとめているのか、お伺いをいたします。

**○高橋知事** 医療法等の改正についてであります。今般、都道府県の医師確保対策の強化に向けた、関係法の改正法案が国会に提出されたところであります。これに先立ち、道では、本年1月、医師が少ない地域での勤務を促進する環境整備や、暫定的に増員された医育大学の入学定員の維持など、本道の実情に即した抜本的で実効性の高い対策を講ずるよう、国に要望したところであります。

道といたしましては、広域分散で医療資源の偏在が著しい地域の実情を十分に踏まえた医師偏在対策が講じられることが必要と考えているところであり、今後、医師確保対策の制度設計の検討が進められていく中で、こうした考え方が反映されるよう、さまざまな機会を通じて国に働きかけを行うとともに、医育大学や医師会などの関係機関等とも密接に連携しつつ、医師確保対策の一層の推進に努めてまいる考えであります。

以上であります。

**○志賀谷隆委員** 法改正によって、今後、道が医師確保計画を策定して、例えば札幌医科大学などに対して定員増を要請することが可能となります。

知事は、どのように対応されるのか、所見をお伺いいたします。

**○高橋知事** 医学部の入学定員についてであります。道では、本道の深刻な医師不足や地域偏在の状況を踏まえ、道内の3医育大学に対して、国の緊急医師確保対策等による入学定員増を働きかけるとともに、修学資金の貸付制度を平成20年度に創設するなどして、定員増が図られてきたところであります。

国におきましては、現在、医師偏在対策の議論を進めており、今後、全国的な医師の需給推計に関しても議論した上で、将来的な医学部定員の取り扱いについても検討するものと承知をいたしております。

道といたしましては、今後とも、医育大学と、医師確保対策について必要な協議を進めるとともに、こうした国の動向を注視しつつ、暫定的に増員された医育大学の入学定員が維持されるよう、引き続き国に要望してまいる考えであります。

以上であります。

**○志賀谷隆委員** こういう中で、札幌医科大学については、例えば、道立診療所とかコドモックルを初めとする道立病院との経営統合を図ることも一つの選択肢というふうに考えますが、知事

の所見をお伺いいたします。

○高橋知事 札医大との連携についてであります。札医大においては、医学、医療の攻究と地域医療への貢献を建学の精神に掲げ、国際的、先端的な研究を行う一方、地域医療の確保や道民の健康の維持増進に貢献してもらっているところでもあります。

こうした中、道では、地域医療の確保に向けて、札医大と連携しつつ、本年度から、地域医療支援センターにおいて、医師不足が著しい地域への派遣機能の強化を図るなどしており、道立江差病院など、地域のセンター病院を初め、多くの自治体病院等に医師が派遣されているところがあります。

道といたしましては、札医大と、地域医療に関して幅広く意見交換をしてきたところであり、今後とも、連携を一層強め、地域枠制度や地域医療支援センターのより効果的かつ安定的な運用を図るなど、実効性の高い医師確保対策を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○志賀谷隆委員 最後に、災害対応についてであります。2点お伺いをいたします。

各部審査において伺ってまいりましたが、大規模災害の発生時に適切に対応するには、まず何よりも、道や開発局など関係機関における緊密な連携が極めて重要であります。そのためにも、共同訓練など、平時からの取り組みが欠かせないものと考えます。

知事は、昨年、道の防災訓練はもちろん、開発局が主体となって行う水防演習にもみずから出席されるなど、防災政策を非常に重く受けとめておられることは承知しております。

新年度においても、関係機関が参加する演習や訓練などに知事みずからが出席し、本道の防災対策のリーダーシップをとられることは大変重要と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

○高橋知事 災害対応に関する関係機関との連携強化についてであります。災害時に迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、開発局や自衛隊などの関係機関と、日ごろから緊密な連携体制を築いておくことが重要と考えるところであり、このため、道では、関係機関とともに、防災総合訓練や総合水防演習などの実践的な訓練を繰り返し実施し、災害対応能力の向上に努めているところでもあります。

私自身といたしましても、道開発局長や陸上自衛隊北部方面総監など、関係機関のトップの方々と顔の見える関係を築いていくことは大変重要と認識するところであり、私が会長を務める北海道防災会議はもとより、総合水防演習など、トップの方々が参加する訓練や演習の場に可能な限り参加し、一層の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○志賀谷隆委員 これが最後になります。

岩手県釜石市に、昔から「津波てんでんこ」という言葉がありますが、子どもたちに対する防災意識の普及啓発は極めて重要であり、広く実施されるべきものと考えます。

道は、新年度において、一日防災学校を通して、学校における防災教育に力を入れるとしてお

ります。我が党としても大いに期待するところですが、具体的な取り組みの内容とその狙いなどについてお伺いし、質問を終了いたします。

○高橋知事 防災教育についてであります。昨年9月の道の防災総合訓練の際に札幌市内の小中学校で実施した、防災に関する授業や避難訓練等を行う一日防災学校に私も参加させていただき、講話などをさせていただいたところであり、教育や防災の関係者の方々からは、こうした取り組みによって、児童生徒の防災意識が高まるだけでなく、家庭や地域への波及効果も高いという評価をいただいたところでもあります。

こうしたことから、新年度においては、防災関係機関や地域と連携をしながら、14振興局の30程度の市町村で、一日防災学校の取り組みをモデル的に実施することとしているところであります。

私といたしましては、こうした取り組みを通じ、次の世代を担う子どもたちが、災害から身を守る方法を学ぶとともに、地域と学校の連携を深めていくことなどにより、本道の地域防災力の一層の向上を図ってまいる考えであります。

以上であります。

○志賀谷隆委員 ありがとうございます。終わります。

○富原亮委員長 以上で志賀谷委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

真下紀子君。

○真下紀子委員 分科会審議を踏まえ、佐野委員の総括質疑保留事項とあわせて伺います。

初めに、アイヌ政策についてです。

新北海道史第3巻通説2の発行以降、2007年の、先住民族の権利に関する国連宣言、その翌年の国会決議など、先住民族であるアイヌの人たちを取り巻く社会的背景は大きく変化しています。

現時点の情勢を踏まえ、アイヌ史について再考し、新たに作成する北海道史に反映させる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○富原亮委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 新たな道史におけるアイヌの歴史についてであります。新北海道史の発行以降、2007年の、先住民族の権利に関する国連宣言、その翌年の、アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議など、アイヌの人たちを取り巻く社会的背景は大きく変化したところであり、道といたしましても、アイヌの人たちに関する歴史や現状について、正しい理解と知識の共有が不可欠であると認識をいたします。

新年度から取り組むこととしている道史では、アイヌの人々の歴史を今日的な観点から捉え直すことが重要と考えており、新たに設置を予定している北海道史編さん委員会には、アイヌ関係者や有識者に参画いただき、アイヌの人たちの視点や御意見を取り入れていく考えであります。

道といたしましては、道民一人一人がアイヌ民族の歴史を正しく理解し、さらにアイヌ文化の

振興を促す契機となるよう、最新の研究成果も盛り込みながら、新たな道史の編さんに取り組んでまいります。

以上であります。

**○真下紀子委員** 次に、カジノ誘致への対応等について伺います。

知事は、昨年4定の知事総括質疑で、I Rの導入について判断できる状況にはないと答えておりまして、今回の各部審査でも同じ答弁が繰り返されていました。ところが、先月のI R議連総会で、知事は、四、五カ所の区域認定を行っていただきたいと発言しました。

与党内でも意見が分かれ、ギャンブル依存症などの対策がはっきりしない中、この発言は、高橋知事が先頭になって議論を牽引している、推進していると言わざるを得ないばかりではなく、議会答弁とも乖離し、矛盾しているのじゃないかと考えるところです。

あるまじき行為と考えますが、道民にどう説明するのか、伺います。

**○高橋知事** I R議連総会における発言についてであります。道といたしましては、これまでも、国に対し、地域の魅力や強みを生かした地方ならではのI Rの実現、ギャンブル依存症などの社会的影響に対する万全の対策が盛り込まれた制度設計について要望してきたところであり、さきのI R議連においても、改めてこうした考え方を述べさせていただいたところでもあります。

現時点では、I R実施法案の内容など、国の考え方が明らかになっていないことなどから、その導入について判断できる状況にはございませんが、I Rが本道の振興に資する制度設計となり得るかどうか、引き続き、国の動きを注視するとともに、必要な対策を求めてまいる考えであります。

以上であります。

**○真下紀子委員** 国の動きを注視すると言いながら、制度設計にまで踏み込む今回の発言はフライングだというふうに思います。これは厳しく指摘しておきます。

苫小牧市では、カジノ反対署名が1万人を超え、道に決議が届けられております。子どもの発達、福祉にかかわる道内の6団体から、カジノ誘致をやめるよう求める要請を道は受け取っているわけです。知事のところにも届いていますね。

I R誘致の結果、家庭が崩壊して、子どもの育つ環境がますます劣悪になる、青少年の人格の形成をゆがめる、人間関係を壊すという専門家からの指摘を知事は真正面から受けとめ、誘致をきっぱり断念すべきではありませんか。

**○高橋知事** I R誘致についてであります。I Rについては、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力になることが期待される一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるなど、さまざまな意見があるものと認識をいたします。

このため、道では、道民を対象に、I Rに関する幅広い情報提供を行うことを目的としたセミナーを道内各地で開催し、理解を深めていただくよう努めてきたところでもあります。

I Rの検討に当たっては、道民の皆様の意識の把握に努めていくことが重要と考えているところであり、今後とも、I Rに関する認識を深めていただけるよう、幅広い情報を提供するとともに

に、ギャンブル依存症に関する懸念といった、道民の皆様からのさまざまな御意見などを参考にさせていただきながら、検討を深めてまいる考えであります。

以上であります。

**○真下紀子委員** 国会での審議の見通しも不透明な状態になってきていますので、知事がカジノ推進の先陣を切る必要はない、ほかのことで活躍していただきたいというふうに思います。

次に、談合問題等についてです。

経済犯罪である談合、独占禁止法違反に対する認識をまず伺います。

**○高橋知事** 談合問題等の受けとめについてであります。公共工事の入札に当たっては、道民の信頼の確保と建設業の健全な発展を図る観点から、入札に参加する者の間の公正な競争が促進されるとともに、談合その他の不正行為の排除が徹底されるべきものと考えてところであります。

**○真下紀子委員** 不正行為の排除が徹底されるべきだという答弁でした。

それで、独占禁止法違反の容疑で、大成、鹿島、それから、大林組と清水のスーパーゼネコン4社から逮捕者が出ました。

独占禁止法違反の容疑による逮捕を知事はどう受けとめていらっしゃるのか、伺います。

**○高橋知事** 独禁法違反の受けとめなどについてであります。このたび、リニア中央新幹線建設工事において、独禁法違反による逮捕者が出たことは極めて遺憾であります。

以上であります。

**○真下紀子委員** それでは、道として求められる対応はどのようになっているのでしょうか。

**○高橋知事** 道としての対応についてであります。このたび、独禁法違反により、法人の元役員等が逮捕されたことから、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領及び同運用通知に基づき、道の競争入札に一定期間参加できないよう、指名停止を行うことといたしております。

以上であります。

**○真下紀子委員** 知事は、いつの時点でこの逮捕事件を知って、どのように指示をされたのか、4社に対する指名停止についてはどのようになっているのか、伺います。

**○高橋知事** このたびの逮捕事案についてであります。私といたしましては、本年3月2日、報道各社の報道によりまして、リニア中央新幹線建設工事をめぐるゼネコン4社による談合事件に関し、独禁法違反容疑で2名が逮捕されたことを承知したところであります。

また、担当部から、競争入札参加者審査委員会規程に基づき、逮捕者が出た大成建設株式会社と鹿島建設株式会社の2社について、指名停止に係る事務を進める旨の報告を受けたところであります。

以上であります。

**○真下紀子委員** ところが、速やかな指名停止に至ってはおりません。知事が承知してから14日もたっているわけですが、3月12日に開催された幹事会の協議についてはどのようになっているのでしょうか。

○高橋知事 幹事会の開催状況についてであります。3月12日に開催をいたしました競争入札参加者審査委員会幹事会において、リニア中央新幹線建設工事に関し、独禁法違反容疑で元役員等が逮捕された2社について、事案の内容や指名停止を相当とする期間に係る予備審査、及び、本委員会で使用する資料の作成等を行ったところであります。

以上であります。

○真下紀子委員 つまり、大成、鹿島に対して、指名停止の検討を行っているということなのですけれども、今後の指名停止までの見通しはどのようになっていますか。

○高橋知事 指名停止の見通しについてであります。道では、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づき、現在、指名停止に向けて事務処理を行っており、副知事を委員長とする競争入札参加者審査委員会の審査終了後、決定手続を行う予定となっているところであります。

以上であります。

○真下紀子委員 分科会では、この後2週間ぐらいかかるという答弁だったのですけれども、過去には、談合で指名停止に至るまで、1週間ぐらいでできている事例が数多くあります。なぜ今回はこんなに時間がかかるのですか。見通しと日程を教えてください。

○高橋知事 指名停止についてであります。指名停止を行うに当たっては、過去の類似事案の取り扱いとの間に不均衡が生じないことなど、公正性の確保が求められますことから、審議、調整を行った上で決定することとなるため、所定の日数は必要となるところであります。

以上であります。

○真下紀子委員 答えていないですよ。7日間か8日間で指名停止まで実施されている例は随分ありますよね。

あるのか、ないのかだけです。そんなにごちゃごちゃ答弁しなくていいですから、あるのか、ないのかだけ教えてください。

○高橋知事 必要とする日数についての御質問でございますが、1週間程度の日数で指名停止を行った例が道内にあるとのことでございます。

以上であります。

○真下紀子委員 できるわけですよ。

それで、3月12日の幹事会で異論が出ましたか。

また、審査委員会というのは、どういうメンバーになっているのでしょうか。

メンバー表があるのだから、それで答えればいいでしょう。

○高橋知事 競争入札参加者審査委員会幹事会のメンバーなどについての御質問でございますが、同幹事会は、建設部の担当局長を幹事長として、関係部の課長から構成されるものでございます。

また、先般の幹事会の議論において、異論はないところであります。

以上であります。

○真下紀子委員 審査委員会のメンバーを言っていない。審査委員会のメンバーを聞いたのだ

よ。

○高橋知事 競争入札参加者審査委員会のメンバーについての御質問でございますが、副知事を委員長とし、関係部長から成る組織となっております。

以上でございます。

○真下紀子委員 それで、どうして2週間もかかるのですか。副知事と部長はいらっしゃるわけでしょう。議会中は在庁しているわけですよ。そうした中で、こんなに時間をかけてやるということはいかなものかと思うのですけれども、このまま2週間もかけていたら、指名停止前に議会庁舎の本契約が終わってしまいます。それを待っていて、速やかに指名停止を行わないともとられかねません。速やかに指名停止を実施すべきではないですか。

○高橋知事 指名停止についてであります。公平性、公正性を確保した上で、速やかに適切な審査を行ってまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 速やかに行うという答弁でしたので、この質問については終わります。

次なのですけれども、指名停止に関して、知事に、過去の問題を思い起こしていただきたいのです。

2008年、今から10年前の当別ダムの入札のときに、どのようなことをされたのか。そして、その後、ルールを変えるように求めましたけれども、どのようにルールを変えたのか、伺います。

○高橋知事 当別ダムの入札の取り扱いについてであります。道では、入札を中止することにより、社会的に大きな影響が生ずる場合などにおいては、やむを得ないものとして、指名停止の者を入札に参加させることを可能とする規定などの運用を行ってきたところであります。

当別ダムの入札においては、工事の完成がおくれると、地域経済や、住民生活の安全、安心に大きな影響を与えること、さらには、競争性の確保の観点から、指名停止の者の入札参加を認めたとところでありますが、道議会や入札監視委員会での議論のほか、国、他府県の取り扱い状況等を踏まえ、平成21年2月12日付で要領等から削除し、指名停止を受けている者に対し、より厳格に臨むこととしたところであります。

以上であります。

○真下紀子委員 厳格に臨むために見直しを行ったということなのですね。

それで、そもそも、議会庁舎のあるべき姿について、知事の認識を伺います。

○高橋知事 道議会庁舎の役割などについてであります。北海道議会は、地方自治法に基づく地方自治体の議決機関として位置づけられており、その庁舎は、道民の代表である道議会議員の活動拠点として、道の予算や施策、道政上の諸課題などについて、その審議や方向性を決定する場となる施設であると認識いたします。

こうした道政審議の中心的な役割を有する議会庁舎は、円滑な議会活動を確保するとともに、政策審議過程を道民の皆様方にわかりやすく伝える施設となるよう、透明性を確保し、整備していく必要があると考えるものであります。

以上であります。

○真下紀子委員 透明性を確保して整備していくということでした。そして、知事からのリスクも伝わってまいりました。そうであれば、なおのこと、東京で指名停止をされた談合業者に、この重要な議会庁舎の建築を任すわけにはいかないと考えるところです。

指名停止日についてですけれども、都と道の取り扱いの違いを伺います。

あわせて、道の当該認定のあり方を見直すべきだと考えますが、いかがですか。

○高橋知事 指名停止の取り扱いについてであります。東京都は、指名停止に該当する事実の確認を行った上で、東京都契約事務協議会の協議を経て、指名停止の措置を決定することとしているところであります。

ただし、談合または独禁法などに違反した容疑により逮捕された場合は、協議会の決定によらず、指名停止を行うことができるとしているところであります。

他方、道は、競争入札参加者審査委員会幹事会で予備審査を行い、その後、本委員会において、指名停止に関する必要な事項の審議、調整を行った上で、指名停止の措置を決定することとしているところでございます。

また、指名停止に係る事務の見直しについてであります。道では、指名停止の決定に当たっては、従前の例などを参考とし、その取り扱いに不均衡が生じないように、競争入札参加者審査委員会幹事会で予備審査を行い、その後、本委員会において、指名停止に関する必要な事項の審議、調整を行った上で、決定しているところであります。

指名停止の決定に当たっては、指名停止措置の公平、公正性を確保することが求められますことから、事務の見直しに当たっては十分な検討が必要と考えております。

以上であります。

○真下紀子委員 知事の答弁からすると、東京が、即日、指名停止をするのは、公平、公正性を確保することができないということなののでしょうか。きょうは時間がないので、聞きませんが、そういうふうにも聞き取れます。十分な検討を行う必要があるというふうに思います。

それでは、仮契約中の取り扱いについて、他都府県の状況を道はどのように把握されているのか、伺います。

あわせて、この取り扱いについても、道は、より厳格なルールに見直すべきと考えますが、いかがですか。

○高橋知事 都府県の状況についてであります。東京都、大阪府、神奈川県など43都府県に実施した聞き取り調査によりますと、仮契約から本契約に移行する段階で指名停止になった場合の契約解除について、契約書の約款等に「解除する」と明記しているのが10県、契約書の約款等に「解除できる」と明記しているのが8県、契約書の約款等に「解除することがある」と明記しているのが9都府県、明文規定はないが、解除することがあるとしているのが2府県、解除する規定はないと答えているのが14県となっているところであります。

また、他県が行った仮契約案件の解除の取り扱いに関する全国調査の結果によりますと、回答

があった44都道府県のうち、契約書の約款等に「解除する」と明記しているのが12県、契約書の約款等に「解除できる」と明記しているのが19都府県、解除する規定はないと答えているのが13道県で、そのうち、過去10年間で、議決前の落札決定者との仮契約を解除したことがあるのは12都府県となっているところであります。

また、要件等の見直しについてであります。東京都は、談合または独禁法などに違反した容疑により逮捕された場合は、協議会の決定によらず、指名停止を行うことができるとして、指名停止に該当する事案が発生した場合は、仮契約を解除することができるとしておりますが、道においては、そうした取り扱いを定めていないところであります。

要件等の見直しについては、公正性の確保を前提に、今後とも適切に対応してまいります。

以上でございます。

**○真下紀子委員** 驚いたことに、全国の3分の2に及ぶところで既に解除規定が盛り込まれています。そして、実際に解除したことがあるところも12都府県あるわけですね。

道としても、早急な見直しが必要だというふうに思いますが、当別ダムの入札以降、これまでに、指名停止などの見直しを行ったことがありますか。

**○高橋知事** 指名停止に係る要領の改正についてであります。平成20年7月の当別ダムの入札に係る議会議論等を踏まえ、21年2月12日に、指名停止の期間中の資格者について知事が承認した場合に限り参加者とできるとする規定や、資格者について特別な事由があるときは指名停止期間を短縮できるとする規定を要領等より削除する改正を行ったところであります。それ以降、規定の改正等は行っておりません。

以上であります。

**○真下紀子委員** 道が、10年間にわたって規定の見直しをしてこなかった、厳しい対応をとってこなかった中で、知事は、10年前、全国で最も厳しい指名停止要件を持っていると自慢されていましたが、もう立場は逆転していて、10年間で都府県に追い越されて大きく差をあげられている、こういうところにこそ、厳しい見直しを行い、当初の質問にお答えになったように、不正の排除を徹底するという立場で、知事が先頭に立って頑張っていただきたいと思っております。

私は、あと2問、質問を予定していたのですが、時間がありませんので、今回は行いません。

それで、今回、なぜこの質問をしたかといいますと、議会庁舎の改築に直接かかわってくる問題だからです。解除規定が道にあれば、談合業者による北海道議会の建築は行われなくて済んだはずなのです。ところが、それを怠ってきたから、今の段階でそれがなかなかできないのです。

ただ、一つだけ、企業には社会的責任とコンプライアンスの徹底ということがありますので、日本の名立たる大成建設が、東京で指名停止を受けた、北海道の議会庁舎を建てるわけにはいかないと、みずから辞退する方法が残っているということを申し上げて、きょうの質問を終わります。

ありがとうございました。

○富原亮委員長 以上で真下委員の総括質疑は終了いたしました。

以上で総括質疑は終結と認めます。

これをもって、付託議案に対する質疑並びに質問は全て終結いたしました。

お諮りいたします。

付託議案に対する意見の調整は理事会において行うことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富原亮委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後6時11分休憩



午後6時16分開議

○富原亮委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの理事会において付託議案に対する意見調整を図ってまいりましたが、議案第1号、第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号、第17号及び第31号につきましては、意見の一致を見るに至らなかった次第でありますので、御報告申し上げます。

次に、橋本豊行委員外2名から、議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出されたいとの動議が提出されており、3名の賛成者がおります。

(上の動議は巻末に掲載する)

○富原亮委員長 この際、本動議を議題とし、提出者の説明を求めます。

川澄宗之介君。

○川澄宗之介委員 議案第1号平成30年度北海道一般会計予算については撤回し、組み替えの上再提出を求める動議の趣旨説明をいたします。

平成30年度予算は、高橋知事の最後の政策予算であります。知事は、ことしの目玉施策である命名150年のちょうど1割に当たる15年、在任しております。

ところが、予算案を見ますと、その成果は見えず、一方で、山積する課題への対応も見えない残念なものとなっております。

以下、組み替えの要点を説明いたします。

第1は、人口減少対策です。

新年度予算の重点は北海道未来創生予算だそうですが、盛られた施策や事業はマンネリ型です。人口減少は全国的な課題であっても、北海道ではより深刻で、知事就任以来の15年で実に33万人も減っています。

これまで取り組んできた自然減対策や出生率向上に向けた施策の効果が不十分なので、

道の戦略を抜本的に見直す必要性があります。

第2は、交通政策です。

J R北海道問題での道の対応は、相変わらず主体性に欠け、地域が追い込まれています。

こうした事態だからこそ、北海道全体をつなぐ公共交通の維持に責任を持って取り組んでいく経費などをしっかりと盛り込み、道民の足の確保、地域経済の基盤の維持に取り組む予算を編成すべきです。

第3に、人材確保であります。

人口減少ともつながる課題ではありますが、各分野での人手不足は深刻であります。道庁を挙げて、縦割りではない施策を総合的に展開する予算編成とすべきです。

医療や介護従事者、バスやトラックのドライバー、1次産業を支える若い担い手の確保が急務であり、早急な対策が必要であります。

第4は、働き方改革です。

政府の、裁量労働制に係る調査のずさんさから、関連法の先行きが不透明となっておりますが、本来の目的である同一労働同一賃金、長時間残業の規制などについては、道として率先して取り組む予算をつくるべきです。

また、学校現場における教職員の長時間労働の解消については、教職員のため、子どもたちのためにも、実効ある措置を一日も早く講ずるべきであります。

第5は、エネルギー施策であります。

新エネルギー導入加速化基金は、基金の本来の目的であるエネルギーの地産地消の取り組みを進めるためにも、計画どおりの基金を造成し、事業展開を急ぐべきです。

第6は、観光施策についてであります。

道の最近の観光施策は、インバウンドに頼り、その対応は北海道観光振興機構等に任せきりとなっています。

国内外からの観光客の受け入れ基盤の整備など、地域の観光振興、地域活性化に寄与する施策として再構築すべきであります。

あわせて、道と観光振興機構の役割分担、自立の観点で、早急に整備をすべきであります。

最後に、国際交渉への対応についてです。

国際貿易交渉により、農林漁業への打撃、地域経済や地域社会への多大な影響が懸念をされています。

明確な根拠に欠ける国の試算をなぞるだけではなく、道独自に、予測、試算をし、道民的議論を踏まえた予算にすべきです。

以上、要点を申し上げ、委員各位の御賛同をお願いし、趣旨説明といたします。

**○富原亮委員長** 次に、佐野弘美委員から、議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出を求めるとともに、議案第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号及び第17号については撤回されたいとの動議が提出されており、1名の賛成者がおります。

---

(上の動議は巻末に掲載する)

---

○富原亮委員長 この際、本動議を議題とし、提出者の説明を求めます。

佐野弘美君。

○佐野弘美委員 日本共産党道議団を代表して、議案第1号平成30年度北海道一般会計予算については撤回し、組み替えの上再提出を求めるとともに、議案第3号平成30年度北海道国民健康保険事業特別会計予算、議案第6号平成30年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算、議案第7号平成30年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算、議案第11号平成30年度北海道公共下水道事業特別会計予算、議案第13号平成30年度北海道営住宅事業特別会計予算、議案第14号平成30年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算、議案第17号平成30年度北海道工業用水道事業会計予算については撤回を求める動議の提案説明を行います。

議案第1号平成30年度北海道一般会計予算は、総額で2兆7497億円で、前年度比で約37億円のマイナスです。

インバウンドの加速化による外国人観光客の誘致や、日EU・EPAを前提とした食の輸出拡大戦略などに新たな予算を盛り込んでいますが、年々減少している中小企業対策予算は、前年度をさらに下回っています。

外需頼みではなく、道民の雇用と地域経済を支える第1次産業の基盤整備や中小企業への支援を強化し、担い手対策費の拡充を行うべきです。

生活困窮者の共同住宅火災で明らかになったように、制度のはざまで行き場がない人が大勢取り残されています。セーフティネットの抜本的強化を道の予算で具体化すべきです。

鉄道路線の維持については、国の抜本的な支援を求めつつ、道としても、鉄路を守るための予算を計上するべきです。

よって、以下の六つの柱に沿って、予算案の抜本的な組み替えを求めます。

第1に、貧困をなくし、子育て、教育、医療、福祉など社会保障を充実させることです。

第2に、北海道経済を支える農林水産業と中小企業を支援し、発展させることです。

第3に、安定した雇用の拡大と処遇の改善、道内の基幹産業を支える担い手対策を強化することです。

第4に、道内の鉄道網を維持し、どの地域でも、安心して暮らし、移動できる地方交通を整備することです。

第5に、不要不急の大型公共事業を見直し、安全や暮らしに密着した公共事業を拡充することです。

第6に、再生可能エネルギーを大規模に普及し、原発に依存しない北海道をつくることです。

以上、予算の組み替え提案により、道民が切実に求める、安心して暮らし続けられる北海道を築く一歩につなぐことができると確信しています。

委員各位におかれましては、御賛同を心よりお願いいたします。

以上をもって、組み替え動議の提案説明といたします。

## 1. 討 論

○富原亮委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、発言を許します。

佐野弘美君。

○佐野弘美委員 私は、日本共産党道議団を代表して、議案第1号、第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号、第17号及び第31号に対する反対討論を行います。

議案第1号に関する反対理由については、先ほどの提案説明で発言しましたので、討論を省略します。

議案第3号平成30年度北海道国民健康保険事業特別会計予算についてです。

来年度より、国民健康保険が北海道単位化へ移行となり、国保の財政運営主体が道となります。国保の北海道単位化には多くの制度的問題があり、賛成できません。

議案第6号平成30年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算、議案第7号平成30年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算についてです。

いずれも、国策によって生じた事業の失敗のツケに道民の税金を投入し続けるスキームであり、到底、道民の理解を得られるものではなく、反対です。

議案第11号平成30年度北海道公共下水道事業特別会計予算についてです。

収支不足をそのまま一般会計長期借入金から借り入れており、道民負担に依存した仕組みとなっています。事業者に応分の負担を求めるべきであり、反対です。

議案第13号平成30年度北海道営住宅事業特別会計予算についてです。

道営住宅の応募倍率は5.5倍と、いまだに高い状態です。低廉で安心して入居できる道営住宅が十分に供給できる予算とはなっておらず、反対です。

議案第14号平成30年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算についてです。

2015年度の包括外部監査で指摘を受け、約35億7000万円が、住宅供給公社の決算で特別損失として処理されました。現在においても、経営が改善されたとは言えず、いまだに不適切な会計処理も解消されていないため、反対です。

議案第17号平成30年度北海道工業用水道事業会計予算についてです。

一般会計から長期借入金を新たに約8300万円借り入れ、これまでの合計は約45億円にも膨らんでいます。今後も、返済の見通しのないまま、一般会計からの借入金をふやそうとするものであり、賛成できません。

議案第31号は、北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案です。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づき、道立高等学校等の教職員定数を改定するもので、道立の高等学校及び中等教育学校、道立の特別支援学校、市町村

立の小中学校など、合計で252人の削減を行おうというものです。

分科会での我が会派の質疑でも明らかにしたように、真に教職員の働き方改革を目指すなら、教職員定数をふやすべきであり、教職員の削減を行うことには反対です。

以上をもって反対討論といたします。

○富原亮委員長 以上で申し出の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

それでは、佐野弘美委員提出の動議を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

佐野弘美委員提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富原亮委員長 起立少数であります。

よって、佐野弘美委員提出の動議は否決されました。

次に、橋本豊行委員外2名提出の動議を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

橋本豊行委員外2名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富原亮委員長 起立少数であります。

よって、橋本豊行委員外2名提出の動議は否決されました。

次に、議案第1号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富原亮委員長 起立多数であります。

よって、議案第1号につきましては原案可決と決定いたしました。

次に、議案第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号、第17号及び第31号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富原亮委員長 起立多数であります。

よって、議案第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号、第17号及び第31号につつま

しては、いずれも原案可決と決定いたしました。

次に、議案第2号、第4号、第5号、第8号ないし第10号、第12号、第15号、第16号、第18号、第28号、第29号、第53号及び第55号を問題といたします。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも原案可決とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富原亮委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号、第4号、第5号、第8号ないし第10号、第12号、第15号、第16号、第18号、第28号、第29号、第53号及び第55号につきましては、いずれも原案可決と決定いたしました。（「委員長」と呼ぶ者あり）

三好雅君。

○三好雅委員 私は、この際、動議を提出いたします。

本委員会における審議の経過に鑑み、次に申し上げる附帯意見、すなわち、

1. 交通政策総合指針では、本道の鉄道網の将来展望が明確になっているべきものだが、現在の案では、JR北海道が見直し対象としている各線区ごとの方向性の位置づけや、この問題における地域の役割、位置づけ等が必ずしも明確になっていない。

この指針は、今後の路線見直しに関する地域での協議等の行方にも大きな影響を与えるものとなることから、今議会における各会派からの議論を十分に踏まえ、路線見直し問題の解決が促進され、道民が将来に明るい展望を見出すことができ、地方創生に資する交通ネットワークとなるよう早急に取りまとめるべきである。

1. 人口減少や少子・高齢化などを背景とする人手不足は、個々の道内企業にとって喫緊の経営課題であるばかりでなく、本道の経済社会を維持発展させていく上でも、将来にわたって大きな制約要因となるものである。

道は、この課題に取り組むため、新たに、知事をトップとする庁内連携体制を設けることとしているが、各業種・業態によっても、職種によっても、課題や対策はさまざまであることから、道が実施する人手不足対策が真に実効あるものとなるよう、知事のリーダーシップのもと、関係部局が連携を密にし、全庁が一丸となって取り組むべきである。

1. 旧優生保護法のもとで、本人の同意のない中で行われた不妊手術は、障がいのある方への差別につながりかねず、今日の価値観とは相入れないものであり、道内で最多の2593人の手術が行われた事実は重く受けとめなければならない。

道は、関係資料の早急な把握とその体系的な整備を進め、適時適切に情報を提供できる万全の体制を整えるとともに、障がいのある方が安心して子どもを産み育てることができる真の共生社会の実現に向けて、全力で取り組むべきである。

1. 道内の教員の勤務実態は、1カ月当たりの時間外勤務が過労死ラインと言われる80時間を超える者の割合が、小学校で2割、中学校で4割、高等学校で3割を超えており、教頭に至

っては、小中学校ともに7割を超えるなど、深刻な状況にある。

学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」では、平成32年度までに、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロとする目標を掲げており、道教委は、市町村や学校、地域、家庭と連携を密にし、目標達成に向けて一体となって取り組むべきである。

以上の意見を本委員会の意見として委員長報告文に加えていただきたく、動議を提出いたします。

各位の御賛同をお願い申し上げます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○富原亮委員長 ただいま三好委員から動議の提出があり、賛成がありますので、本動議は成立いたしました。

直ちに本動議を議題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

三好委員の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富原亮委員長 起立多数であります。

よって、三好委員の動議は可決されました。

お諮りいたします。

付託議案に対する審議経過及び結果に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富原亮委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもって、本委員会に付託されました議案の全部を議了いたしました。

## 1. 委員長の閉会の挨拶

### 1. 閉会

○富原亮委員長 本委員会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会は、3月8日に設置以来、平成30年度北海道各会計予算を中心に、道政全般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、橋本副委員長、三好、笹田、村木各分科委員長を初め、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではございますが、御挨拶といたします。

これをもって閉会いたします。（拍手）

午後6時35分閉会